

令和3年3月15日 予算特別委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 賀屋 幸治

副委員長 西村 一啓

委員 原田 孝徳、小中 真樹雄、中川 智之、網谷 芳孝、日域 究、
寺岡 公章

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○賀屋委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 予算特別委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○賀屋委員長 ありがとうございます。

予算特別委員会における質疑のあり方は、議会運営委員会の決定により予算・決算特別委員会質疑要領による委員会運営となりますので、委員及び職員の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

効率的で充実した審査とするために、委員会運営について7点ほど確認とお願いをさせていただきます。

まず1点目、質疑、答弁は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。また、委員の皆さんには、前回、3月10日ですけれども、予算特別委員会におきまして再確認させていただいておりますが、事前通告への御協力をお願いしております。円滑な会議運営のため、通告内容に基づいた質疑を行っていただきたいと思います。

なお、通告を出しておられる委員の質疑から先に行わせていただきたいと思います。

質疑の順番ですけれども、通告順に私のほうから1回目の順番を指名させていただきます。それ以降、他にあればお願いしたいと思います。

次に2点目、質疑に当たりますとは、予定している予算書等のページと項目を最初に述べてから行っていただきたいと思います。これにより執行部の方も資料の準備ができ、スムーズな答弁ができるかと思っています。

3点目、総括質疑についてでございますが、慣例により一般会計の審査の最後に総括質疑を入れております。財政見通しは、将来にわたっての歳入歳出の見通しなどを総合した質疑になりますので、総括質疑の際に行っていただきますようお願いいたします。

また、各款の審査の際には、各委員の発言機会を確保しておりますので、総括質疑の際に質疑漏れのための質疑がないようお願いしたいと思います。

4点目、数値を含む質疑につきましては、既に執行部から資料の提供をしていただいております。審査の過程で数値を必要とする場合は、委員におかれましては、提出していただいた資料などを十分活用していただきたいと思います。

また、執行部の方は、質問の内容によっては、概数もしくは今把握されておられる数値により答弁して差し支えないということにしたいと思います。

5点目、執行部が答弁される場合は、挙手をして委員長と呼んでいただきたいと思います。基本的に委員長は職名で指名をいたします。職名での指名がなかった場合は、課名・職名を名乗ってから答弁をお願いいたします。

6点目、委員におかれましては質疑がある場合、挙手をして委員長と呼んでいただき、指名を受けて発言をお願いいたします。挙手がない場合は2回目の質疑、3回目の質疑と進めてまいりますので、質疑がございましたら素早く挙手をお願いいたします。

また、発言をされる際はマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいてしっかりと聞き取れるようお願いいたします。

最後に、携帯電話はマナーモードに設定していただきまして、審査中に鳴ることがないように、いま一度御確認をお願いします。

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1、議案第1号令和3年度大竹市一般会計予算を議題といたします。

まず、第4款衛生費の質疑から入ります。

1回目の質疑を行います。

通告表をいただいている順番に、先ほど言いましたように私のほうが先に指名をいたします。

小中委員。

○小中委員 予算書の117ページの、環境学習事業についてお尋ねします。

概要のほうで、令和3年度は二酸化炭素の排出量削減に資する行動などを充実するとしていますが、具体的にはどのような活動を考えていらっしゃるのでしょうか。教えていただければと思います。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 令和3年度に、本市で国が推進する国民運動「COOL CHOICE」、賢い選択というものに賛同し、それを宣言都市として行い、省エネ・低炭素のまちづくりを進めていきます。

そこで市としての取り組みとしては、まず、市民への啓発活動を行っていくつもりです。現在、継続的に行っています環境学習を通じて、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、電気・燃料・水の使用やごみの排出量に伴う日常行動の中で、ライフスタイルやサービス、製品選び等を見直し、賢い選択をしていくように普及啓発をしていくつもりです。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 市民への啓発活動の実施方法としては、どういうことを現在考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 具体的には、現在も行っている環境学習の川の生き物観察会や、小瀬川干潟観察会、コイ・こいフェスティバルの環境・企業PRコーナーと一緒にコラボレーションして、より一層具体的に二酸化炭素の排出と、大竹市の環境について啓発していきたいと思っています。

また、出前講座等を教育委員会と一緒に連携して、子供たちに環境学習の場をつくってあげたいと思っています。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 どうもありがとうございました。それで結構でございます。

○賀屋委員長 続いて、原田委員。

○原田委員 おはようございます。それでは私のほうから質問させていただきます。

96ページの、辺地診療所等運営補助金。阿多田診療所のことだと思うんですけども、以前にも似たような質問があったのかもしれませんが、このたび新しい医師の方が着任される予定ということで、それで報酬というんですか、契約はどのようになっているかっていうのがわからなかったものですから、わかる範囲で教えていただきたいんですけども、以前は完全に常駐されてたと思うんですが、そのときの報酬と、それから令和2年4月から週2回の火曜日と金曜日の通い診療っていうんですかね、そういうふうに変わりまして、それから今回月曜から金曜までの診療ということで、また少し診療の時間とか曜日とか、そういうものが変わってると思うんですけども、そうするとその報酬とかも変わってきてるんじゃないかなと想像するんですが、医師とか看護師さんを含めてどのような報酬、契約になっているのかっていうのを教えていただければと思います。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 阿多田診療所に関しまして、令和元年度までは林医師のほうで常駐されてまして、診療していただいております。本年度4月から火曜日と金曜日の週2回ということで、通いで診療していただいていたということになります。令和3年4月から新たな医師が来られてまして、月曜日から金曜日まで常駐をして診療していただくということになっております。

令和3年度の医師と看護師の報酬なんですけれども、令和元年度までの医師・看護師の報酬と同額ということでお願いしているところです。

○賀屋委員長 健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 先ほどのお話ですと、以前の常駐した時期、それから令和2年度、それから今回ということなんですけれども、以前常駐していたときは医師は1,800万円、それから看護師は600万円ということでございました。これは13年間変わっておりません。

それから、今回令和3年4月1日から新しく医師が来られますけれども、これも金額は変わりません。医師は1,800万円、それから看護師は600万円という形になっております。今年度につきましては常駐ではないということでございましたので、計算をして、それで

別途報酬を出させていただいたということになっております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 先日の説明の中で、今回着任される方が、奥様が週3回で、残りの2回をたしかまだこれから探すんだみたいな話があったと思うんですけども、そうするとこれは、前は、林先生の場合は奥様がずっといらっしゃると思うんですが、今度は通ってこられるということになる可能性もあるということだと思うので、この金額というのが少し変わってくるんじゃないかと思うんですが、そのような、この600万円で行くのか、もしくは、もし週3回奥様がされて、週2回は通いで来られるというようなことになった場合ってというのは、この600万円っていう金額は変わってくるのでしょうか。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 この看護師の報酬なんですけれども、一応新たに来られる先生の奥様、先ほど言われました週3回と、残り2回は別の方をお願いすることになっておりますので、その2人を合わせた金額、それを600万円とさせていただきます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 常駐だったからこの600万円という金額だったと私は解釈しているんですけども。ずっと島の中にいてくださるということで600万円だと。そうすると通いということになると、少し減額があってもよいのかなと感じるんですが、その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。それは今の説明のとおりにしても、どういう割算にするか分かりませんが、その600万円の中から支出するという事で変わりがありませんか。

○賀屋委員長 課長。

○松重保健医療課長 今、奥様のほうですね。看護師さんのほうは、月・火・水は常駐されますので、その分も含めてということにはなります。残りのほうを別の看護師さんという形で考えてはいるのですが、一応島のほうに常駐していただいて、救急の対応もしていただけたということを鑑みまして、同じ金額と今のところは考えさせていただきます。

以上です。

○賀屋委員長 健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 若干補足をさせていただきます。

覚書等で常駐をお願いしているというのは、医師は甲と乙という形で契約を締結しておりますので、少なくとも医師については、官舎はございますし、そちらに常駐していただいて、万が一のときのために対応をお願いします。

ただ、看護師につきましては、一応金額的には保証をしておりますけれども、常駐という形では特に契約上になってないということになりますので、あくまで医師に万が一のときのための常駐していただくという考え方になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 わかりました。ではもうこの報酬の話は、若干納得のいかないところもあるんですけども、先ほど完全常駐されたときと今とで金額が一緒っていうのも、何か少し違うのかなと思ったりもするんですが、先に進めたいと思います。

この1,800万円っていう報酬の基準なんですけれども、これももしかしたらどこかで御説明があったのかも分からないんですが、これは他市の離島とかそういう条件が似てるような場所の報酬と比較したのか、もしくはたしかこの先生を募集されるときに、名前は忘れたんですけども、ネットのほうで登録されていたという経緯があったと思うんですけども、そういう医師などを募集するネットの中で、ほかの自治体の方々が離島であるとかそうじゃない場所でも、いろいろあると思うんですけども、そういうところで募集されている、ほかの市町の募集の条件等というのを見られる、これはサイトだったんでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 ふるさとドクターネット広島、こちらのほうでも条件というのは見られると思います。大竹市もその県のほうが行っているものと、あと民間が行っている医師の紹介のほうにも登録をさせていただきました。そちらのほうでも条件のほうは見る事ができます。

実際にそちらを見ますと、市町村立や国民健康保険の診療所等の医師では、約1,300万円から2,000万円という幅がございます。これは条件とかいろいろ、経験年数によって違うというような募集要項がございます。

特に阿多田診療所のほうは、医療法人の理事長として運営していただくというものと、島内に常駐するという2つの条件がこれに加わりますので、そういったあたりを判断いたしまして、この金額とさせていただきます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 そこはわかりました。ありがとうございました。

最後に、今回着任される先生なんですけれども、先生といってもいろいろ専門があると思うんですけども、なかなか診療が難しいような診療科というんですかね。これは専門外で診られませんかとか、それかもしくはもう長年御経験があるので、全ての診療科大丈夫ですよということが、あると思うんですけども、もし何かこれは難しくて診療ができないよっていうような、診療科がありましたら教えていただきたいんですけども。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 来られる先生の専門は外科になっております。

それとお聞きすると、総合診療科のほうもされていますので、大体の診療はできるのですが、ただ、今の林医師と同様、やはり小児科はなかなか病気が子供特有のものがありますし、症状を本人が訴えづらいということもあるし、急変しやすいということもありますので、そのあたりは難しいというようにお聞きしております。

ただし、救急の場合はもちろん診ていただけるということは御了承いただいております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ということは、小児科の場合というのはもう直接先生のところには行かずに、こちら、島からこちらのほうに来ていただいて、どこかの小児科で見ていただくという形になるのでしょうか。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 もちろん救急の場合、例えばもう出血しているとか意識がないとか、けいれんしているとか、そういうときにはもちろん診てもらえますけれども、そうではない通常の御病気とか疾患の場合は、こちらに渡っていただいて、小児科の専門の先生に診ていただいて経過を見ていただくということになります。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員、いいですか。

原田委員、衛生費がもう一件出てるんですけども、どうしましょう、2回目にしましょうか。

○原田委員 それはなしで結構です。

○賀屋委員長 了解です。ありがとうございます。

続いて、寺岡委員。

○寺岡委員 よろしく願います。3点ほど通告出させていただいておりますので、早速入りたいと思うんですが、まず、102ページの地域不法投棄対策事業で、いつも予算なり決算なりで様子を各委員の皆さんがうかがってるんですけど、この1年間、令和2年度において不法投棄の様子はいかがだったかなという点から伺いたいと思います。まだ、まとめておられないと思いますので、実際に現場でどういった御苦勞があったかなとお聞かせいただけたらと思います。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 令和2年度における不法投棄の投棄箇所については26カ所、うち警察が調査したのは9件、あと回収量につきましては、全てこれ2月末までなんですけれども、151キログラムとなっております。

昨年度と比較しますと、投棄箇所は42カ所が26カ所、回収量が263キログラムが151キログラムとなっております。あとは警察が調査した件数は、令和元年度が8件、令和2年度が9件となっております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 続けていかなければならないことですので、どうしても悪い人おられるので、対応していかなければいけないかなと思います。

それでこの予算の中で印刷製本費が計上されているのですが、これは昨年の予算と比べると随分アップしているんですけど、これ何か考えていることがありますか。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 ごみカレンダーにつきましては、

隔年で外国語版というのをつくっておきまして、これは印刷製本まではせずにデータ作成なんですけれども、来年度につきましては中国語版を作成します。これをつくるので増額しているということでございます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。カレンダーというか、ごみの出し方が広く伝わるといふに今、聞こえました。

要は、中国語を使う皆さん方にも、市の環境整備について分かっていただくという、もう単純に理解はそれでいいですかね。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 ごみカレンダーにはその日々のごみの区分だけではなくて、ごみの出し方についていろいろ書かれておりますので、それを読んでいただいて正しくごみ出しをしていただきたいと思いますという思いもあります。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。少し自分が思っていたのと違ったんですが、今の説明でよく分かりました。ありがとうございます。

また絡めながらの、後ほど似たようなことを伺いたいと思います。

次に、111ページのごみ処理場管理費の委託料ですが、まず、中身の話として、粗大ごみ処理業務委託料、こちらのほうも大分上がってます。それでよく目立っているんですけど、この辺何か理由がありますかね。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 粗大ごみ処理業務委託料につきましては、3年間の長期契約となっております。令和3年度から新たに契約をするのですが、現在の契約では重量によって委託料を計算しております。処理単価掛ける重量で算定しているのですが、来年度からは運搬費と、コンテナの設置料を支払うことになりまして、それにより増額したものでございます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 分かりました。新しい計算になるということですね。

ここの部分だったと思うんですけど、去年の10月にあった決算特別委員会のほうで、屋号入りの車両の持ち込みが素通りになっていたという質疑があって、対応を考えてくださっていると思うんですけど、そのあたり何かありますか。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 屋号入りの車両の持ち込みについては、令和3年度から扱いを変えるところなんですけれども、内容としましては、事業所の名前が入った車を個人事業主の方とかが自家用と兼用で使われている場合は、今までのように車に名前が書かれているからお断りするということではなくて、ごみカレンダーには、相談してくださいという内容が書いてあるんですけども、そのごみの内容とかで判断させていただくということなんですけれども、今回の粗大ごみの増額は、そのことの変

更によるものではありません。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、よくわからなかったんですが、去年の決算特別委員会で出たものについては前段でお話しして下さったものが対応策ということですか。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 今年度までは事業所名の入った車両での持ち込みはできないということなんですけれども、令和3年度からは、原則できないんですけれども、個人事業主の方で事業名の入った車両を自家用で兼用している場合は御相談くださいと、ごみカレンダーに書かせていただきました。その持ってこられたごみとかが家庭用で使われるごみということであれば、原則受け入れるという考えでございます。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 よくわかりました。ありがとうございます。

衛生費であと1件、117ページの環境学習事業について伺いたいんですが、二酸化炭素排出削減促進事業委託料の件については先ほどのやり取りで、中身のほうはよく分かりました。市民全般に向けての啓発活動だと思うんですが、一方で従来あった環境学習のほうも、大分減額されとるんですよね。この辺がCO₂のほうを主眼に置きながら学習活動を提供していくというふうに読めるんですけど、市としては、全体的にはそれで環境学習という仕組みをつくったと理解してよろしいですか。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 予算的にはそのようになっているんですが、この「COOL CHOICE」という補助金が、啓発活動を一緒にやっていくということなので、今まである環境学習を縮小するのではなく、かえって相乗効果といいますか、もらったお金を生かして、より充実したものとしてやっていこうと考えています。ですから、予算書上は減ったように見えますが、実際はこの事業で一緒に拡充していくということとなっております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 わかりました。ありがとうございます。

1つ柱をつくるっていうのは悪いことではないと思いますので、しっかりと市の役割であるとか、そういったことが市民に伝わっていけばいいかなと思いますし、心持ちも伝わればいいかなと思います。

さっきの不法投棄のことも環境学習につながるんじゃないかなと思ったんですけれども、私自身としては、ごみ拾いイベントに参加したことがある子供はポイ捨てをしないという思いでいろいろ行事を進めているんですけど、不法投棄の大きなものとはともかくなんですが、しっかり保険も入りながら、それを市民参加型っていうのにはできませんかね。これ

が環境学習の実際の体験型になってくるかなと思ったんですが、広い意味での環境学習いかがですか。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 そうですね。今までおっしゃられた、市民と市と事業者と一緒にやっていくというふうに言ってますので、そういったものも絡めて検討していこうと思っております。

以上です。

○寺岡委員 よろしくお願ひします。終わります。

○賀屋委員長 続きまして、中川委員。

○中川委員 2点ほどあるんですけど、最初に107ページの不妊治療費助成事業について、伺わせていただきます。

450万円の予算がついてるわけなんですけど、令和2年度はコロナ禍で控えられた方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、決算書の令和元年度では約311万円で、その前が120万円。どんどん増えているんですね。令和2年は控えたと思うんですが、令和3年はコロナワクチンがどうなるかわかりませんが、その分増えるんじゃないかなと思うんです。その辺の見込みとか、令和2年度の実績とかをお聞かせください。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 特定不妊治療は平成30年から開始しております。平成30年度と令和元年度というのは、内容が少し異なっております。令和元年度から治療区分を増やしておりますので件数が増えておりますし、実績額も増えていると思います。

今年度は令和元年度と同じ内容で行っておりますが、令和元年度が全部で26件、令和2年度は3月12日現在で18件と、昨年度に比べ3割程度減少しております。

今年度は国のほうも、新型コロナウイルス感染防止のために不妊治療を延期した方もいるということで、通常でしたら妻の対象年齢を43歳未満としておりますけれども、令和2年度は治療開始日の初日における年齢を44歳未満と緩和しておりますので、大竹市においてもこれに合わせて要綱を改正しております。それにもかかわらず、やはりコロナ禍によって不妊治療を控えたということ、この件数が減少しているというのは控えられた方もいらっしゃるかと考えております。

ただ、令和3年度に増加するのではないかという御質問なのですが、市としましても令和元年度の26件、これを幾分超える程度であると見込んでおります。予算のほうは35件分ございますので、金額のほうはこのまま令和2年度と同じ金額で予算計上しております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。ありがとうございます。

不妊治療はデリケートな問題と申しますか、あれは方法によってまた違うんですね。よろしく助成をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それからあと、97ページの予防接種推進事業についてお伺ひします。多分これは、新型コロナウイルスワクチンの接種事業も入っているんじゃないかと思うんですが、いろいろ

今報道でもされているんですけど、なかなか体制が決まらない、ワクチンの入ってくる時期も量も分からないという中なので、大変今孤軍奮闘されているんじゃないかと思うんですが、現在はどのように体制ができているのかというのを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 新型コロナウイルスワクチン、これが供給可能となった際に速やかに住民に接種ができるようにということで、国のほうから予算もつきましたので、市のほうもその体制を行っております。人力的な体制なのですが、保健医療課のほうで専任1名と、あと兼任をつけておりますし、会計年度任用職員のほうを2名雇用しております、今ワクチン接種に係る事務のほうを担当しております。

そして、これに係るシステム改修ということなんですけれども、これも令和2年度中に完了できるという形で行っております。

接種券の印刷・郵送というところも、令和3年3月下旬に送付するという予定でしたが、ワクチンの供給が遅れておりますので、令和3年4月上旬を目途に、高齢者の接種券等を発送するという予定にしております。

集団接種につきましては、大竹市医師会と広島西医療センター、こちらのほうの御協力をいただきまして、広島西医療センターのほうで集団接種をしていただけるということになっております。先日も広島西医療センターのほうで、共同の調整会議をさせていただいております。

個別接種につきましては、集団接種より少し遅れるとは思いますが、令和3年5月以降に、受託していただいている医療機関で接種できるように調整を行っています。

相談体制につきましては、県で統一の相談一括コールセンターを整備されており、3月1日より運用されておりますので、これに参加しているということになります。また、保健医療課内に専用回線をつくりまして、接種医療機関とか予約方法についての御質問については受け付けるという体制にしております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。

接種券を最初に配付して、希望者に記入してもらって、その希望の場所で接種するというのでいいんでしょうか。

例えばファイザー製のワクチンだと、2回接種しないといけないんですよね。その場合は1回目をどう接種したと記録するのか、2回目をいつするのかということも併せてやらなければならないと思うんですが、その辺をもう一回お聞かせください。お願いします。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 ワクチンは2回接種ということになっております。実際に集団接種も個別接種もどちらもなのですが、1回目を受けていただいた後にその場所で待機する時間がございますので、その時間に次の接種を予約して帰っていただくという方法を取ろうと、今調整しているところです。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 分かりました。ありがとうございます。

それで後、どれぐらいの方が受けられるかというのも未定だと思うんですけど、65歳以上がまず先行で受けると思うんですが、それが一度に、例えば広島西医療センターに、1日に何人ぐらい来られる予定だと思うんでしょうか。お願いします。

○賀屋委員長 主幹。

○新畑保健医療課主幹兼健康増進係長 保健医療課健康増進係長の新畑です。

集団接種について、広島西医療センターとの調整は私のほうで主にさせていただいておりますので、今分かる範囲でのお答えをさせていただきたいと思っております。

今、国がワクチンの無駄を省くために、なるべく100人以上を1日で打ってくれということを要求されております。それを鑑みまして、広島西医療センターの医師等ワクチンワーキンググループをつくっていただいておりますので、そちらのほうと協議を今しているところですが、1日最大240人を打ちたいというところを今、めどとしております。

ただ、当初は混乱が生じると思いますので、始めてしばらくは160人を上限として体制を整えることができないかというところで調整をしております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 分かりました。大変だと思うんですけど、事故のないように、また、漏れのないようによろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○賀屋委員長 続いて、網谷委員のほうからお願いします。

○網谷委員 1点ほどお願いします。

当初予算の概要のほうの21ページの環境衛生推進事業ですが、これはごみステーションの問題になろうかと思うんですが、今ごみステーション、何カ所というのか、各自治会のほうでやっとなと思うんですがね。いろいろ聞いていますと、自治会によってまちまちというんですかね、何世帯に1カ所とかそういう決まりごとでもあるのかどうか。

それからそのごみステーションの網のほうはこちらのほうから、市役所のほうが都合してくれるんでしょうが、いろんなのがあるんですね。ただ、網だけ置いとるところ、それから枠をつくって置いとるところ、それから金額は高いかわかりませんが、金属製のが置いているところ、いろいろまちまちなんですが、この辺のところを何か、規約というのをおかしいですが、決まりみたいなものがあるんですかね。あれば教えてください。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 ごみステーションの設置について、何世帯あったら1カ所設けるかという、基本的には20世帯以上ということですよ。

続きまして、ごみステーションの形態が鉄パイプとか組んで、そういうしっかりした箱型のごみステーションもあれば、網をかけただけのようなところもありますけれども、それは交通の支障とかになるようなことが考えられるところは、そういう鉄パイプを組んで

つくったりはされてないようです。網をかけるだけで、その網をどこか棒とかにくくったりされておられます。それはもう、その場所の状況によるのだと思われます。

その、先ほど言いました鉄パイプでゴミステーションを、新設するような場合は、その費用についてはゴミ処理事業のほうから、1ステーション当たり3万円を上限として、市のほうから負担金を出させていただいております。

その他の網が破れたとか、そういう場合は公衆衛生推進協議会のほうからそういう費用が出るようになっていまして、その費用については市からの補助金を原資としているところでございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、3万円という数字が出たんですが、私が聞き逃したのかも分かりませんが、もう一回、どういう内容のことで3万円が出るんですか。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 これは公衆衛生推進協議会ではなくて、市のほうのごみ処理事業という、予算書で言えば113ページのほうにありまして、中ほどに、ごみ処理事業というのがあるんですけども、この中の需用費、消耗品費の中に、1カ所当たり3万円、4カ所を見込んで予算を組んでおりますので、そういう新設なり老朽化したものを改修する場合は、申請していただければ対応するというところでございます。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 ごみステーション1カ所当たり3万円ですか。これはすごい、初めて聞いたんですが、こんなには。20世帯で1カ所でしょ、さっき言われた。ということは100世帯で5カ所ということですか。ということは、15万円ということ。ざっくりですがね。

というのが、私のところで今年に入ってごみステーションを2つつくったんですが、それはもちろん材料費だけなんですけど、5,000円か6,000円ぐらいのものなんですけど、それで少しもめたところがありまして、それで今3万円って聞いたので、すごいごみステーションができるんだろうと思うんですが、これは申請すれば払っていただくことができるということですか。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 新たに設置する場合、または今設置しているものがもう老朽化してつくり替える場合とかは、申請していただければ対象となるということでございます。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 大変いい情報を聞きまして、ありがとうございます。

それからもう一点、今ごみステーションに旗が立っている。のぼりというんですかね。ナイロンで薄い。それからもう一個プレートのようなもので、ごみ出し6つのルールとかいうのがありますよね。問題はのぼり、旗のほうなんですけど、1年ぐらいしか持たないんですよね。それで、毎日風が吹きよるわけですから、ぱらぱらしよるわけですよ。そのた

めに、役員の方が市役所まで来ていただくわけなんですけど、ただ、これはいただくわけにはいきませんので、帰ってまた立てないといけないのですから、この労力がかなり面倒と言ったらおかしいんですが、かかるらしいんですよ。

それでその旗をもう少し丈夫なものにできんのか、今のプレートのようなのがありますよね、小さい。あれの大きいバージョンぐらいにして、とにかく少し長く耐久力があるものでないと、担当の方が大変なんです。そういうことも検討してもらえるといいんですが、一応お願いというところで考えてみてください。

1年持たないそうなんです、あれ、ぱらぱら毎日しとるんでね。それやったら、金額にすればそんなにしないのだろうと思いますが、ただ、労力が皆さん役員の方、大変無理やりやらされておるような役員さんばかりなんです。その辺のところを考慮していただきまして、丈夫なやつを考えると何かいうものを、考えていただけたらと思います。

何かコメントがあったらお願いします。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 不法投棄の旗であれば、そういう旗をこちらが配布とかいたしておりまして、言っていただければいいと思うんですけども、資源回収のときにシステム回収といいまして、ごみステーションを紙資源とかアルミ缶の回収に使われている場合があるんですけども、それは現状月2回で、あと、来年度から月1回になるんですけども、そのときだけ出していただくとか、そういうことにしていただければどうでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、自然ごみと普通の燃えるごみなんかのステーションですよ。あれは要するに、使い方を分けとるということですか。分ければ資源とかいうて書いておりますよね。あれは何と言うんですか、資源、回収日のときに立てる旗ですか。普通の毎週3回のあれですか、あれは旗は立てなくていいんですかね。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 システム回収というのがありまして、紙資源の日という日に自治会の中でどこかのごみステーションを指定していただいて、そこに出していただくような制度なんですけれども、そこが資源回収の場所だということを示すのぼりを立てていただくということです。

こののぼりのことを言われているので、これは月1回ですので、そのときに出していただくとかということをしていただければと思うのですが。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 すみません、私が勘違いしとったんですね。資源ごみだけ立てるということですね。普通のごみステーションはいいんですね。わかりました、ありがとうございます。

○賀屋委員長 続きまして、日域議員。

○日域委員 111ページの委託料って私書いてますけど、ごみの受け入れの話ですね。これから行きたいと思います。

さっきの寺岡委員の質問を聞いていて、去年の決算特別委員会だったのかなと、私は傍聴してまして記憶にあるんですけども、ごみって基本的には、不法投棄をさせないことですよね。それでルールにのっとって正しく処理をする、これが原則ですね。どうやってそこに持っていかっていかってということなんですけれども、さっきの屋号の入ったトラックとか、本来現場の工夫として分らんことはない。工夫とすればですよ。

でも、ごみってというのは、まず廃棄物がありますよね。排出方法があって、廃棄物っていう全体があるわけですよ。その中に産業廃棄物っていうものがあるって、それ以外を一般廃棄物って決めてあるんですよ。分かります。そして、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるって書いてあるわけですよ。どんなもので持ってきたらいけないとか、借りたトラックじゃないといけないとかですよ。多分それで理屈が通らなくなって、屋号の入ったトラックはいけないというんじゃない筋が通らんから、微修正をかけてるわけですよ。そういう根本が間違っただけをやめてほしいんですよ。

実際、私は油見トンネルのそばに住んでます。これは随分前の経験ですけども、あのトンネルを走ってくる車は、山口ナンバーが多いんですよ。2トンダンプが小汚いものを一杯積んでくるわけですよ。私、追跡したことがあるんですよ。そしたら東栄まで行って、ちゃんと処理しましたからね。それはその人が大竹市の免許証を見せたかどうか知りませんよ。

結局は他市町から入れたくなかったら、やっぱりそろえることですよ。大竹市の処理代がなかったら、大竹市のごみが岩国市に行きます。それで大竹市は何でも簡単ですよってなったら、ほかの町から流れてくる。だから昔ダストボックス方式のときに、みんながそこへ投げとったじゃないですか。だからやめたんですよ。

よそに持っていかせるっていうのも、これもよくないですから、これこそごみの焼却なんて今、廿日市市と協力してやっていますけども、やっぱり横の連携が大事で、それでごみの正しい処理をする方向に持っていくべきだと思うんですけども、屋号は本来何の考え方でしょう。それをお答えください。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 家庭から出る一般廃棄物と事業所から出る一般廃棄物があって、事業所から出るごみについては産業廃棄物もあるということで、産業廃棄物は受け入れできないんですけども、事業活動に伴ったごみのうち、金属、プラスチック等で事業活動で使われたというものについて、事業所の名前が入った車で持ってこられたときに断っていたということなんだと思います。

以上です。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 すみません、少しずれていたところがあるので修正します。

車に事業所の名前が入ったものでは受けられませんと言っていたのは、家庭のごみを持ち込まれる、事前に予約して持ち込む場合のことを、その場合に受けられないと言っていたものでございます。

事業ごみはこれとは別に、重量当たりの金額を払っていただいて受け入れております。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 要するに、家庭ごみって無料なんですよ。だから事業所のは有料ですよ。

法の区分けから言えば家庭ごみというのはないですから、基本的に家庭ごみについては市民に対する利便を考えて、ステーションまで出してくれたら市のほうが回収に行きますよというのが、家庭ごみですよ。

法の分類からいくと、家庭であれ事業所であれ、産業廃棄物でないものは一般廃棄物ですから。どこから出ようと、そういうことは法律には書いてありませんよ。

それで産業廃棄物っていうのは、物すごく厳密に定義してあるじゃないですか。だからフォークリフトのパレットとかが、木製だったらあれは産業廃棄物じゃないって、そういう業界の人が産業廃棄物にしてくれたら産業廃棄物処理業者に任せたら一発で済むのに、あれが一般廃棄物になったときには不便で困るなんていうことが以前ありましたけど。また変わったみたいですけど。だから産業廃棄物っていうのは皆さんが見て決めるものじゃなくて、かなり明確に決めてあるはずですからね。

問題は、そこへ行って持ち込んで、断られたっていうのが一番困るわけですよ。どこへやったらえんかってなると、それじゃ山へ捨てるかってなるとじゃないですか。だから何でも受け入れますよと、産業廃棄物だったら処理業者もいますから、業者に頼んだらお金要りますけれども受け入れますよと。それでこういうものは、行政が受けることになってます。ただ、コストかかるから、費用は要りますよと。それを、中には市がやるんやけ無料でせえとか、安いほうがええとか、そう思っている人が多いから問題なんです。

私がいつか塩化ビニールの管を持っていったら、駄目って言われたことが昔あった記憶があるんですけども、今そんなことはないかもしれません。今はカレンダーに持ち込み処理できないものって、よくあるのが消火器ですよ、何種類かありますけれども。

それと、物事を大きく俯瞰的に見た場合に、市に渡して受け取ってくれたら、ああよかったって、本当はそうじゃないわけですよ。市役所にごみが行った後、今度は処理しなくちゃいけないですよ。市役所はその処理業者に委託して、それを処理するわけですけども、塩化ビニールにこだわってみたいんですけども、塩化ビニールを取ってくれるかしてくれないかはさておいて、塩化ビニールは便利なものですよ。すごく優秀なものですけども、ただ燃やしたらダイオキシンが出るのか何か知りませんが、結局塩化ビニールっていうと、最終的にはどのようにごみ処理するんですかね。わかれば教えてもらえます。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 塩化ビニールパイプにつきましては、袋に入らない場合ということでよろしいですか。もうそれは粗大ごみで持ってきていただきまして、粗大ごみを処理する業者に処理を委託しております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 そうなんですけど、粗大ごみの業者だったらそれをどうするのかとか、それか

ら袋に入る程度のものだったらどうするのか。袋に入るやつは燃やすんですかね。今高温ですから、もう問題なく燃やせるのかな。昔はダイオキシンの原因をつくってましたよね。

業者の方はそれを、いろいろあるじゃないですか、極端に言えば処分場で置いておくとか、どうするのかなと思って。今わからないことは結構ですよ。

○賀屋委員長 副参事。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 塩化ビニールにつきましては、委託先の業者で焼却ということです。焼却の際の熱エネルギーとかはリサイクルされているということです。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 97ページの予防費の、先ほども質問に出てましたけど、新型コロナウイルスのワクチンが今から来るということで、もう一部には接種してますけれども、この予算書を見たらあまり変化がないんですけれども、大変だ大変だと言うけれども、経費的なものはないんですかね。

もちろんそのワクチンもただじゃないでしょうけども、個人負担はないと思いますが、あれは国が払うのか県が払うのか市が払うのか、どこの予算に入れるのかなと思いますけれども、その金額も、イスラエルは3倍出して買ったとか様々あるんですけど、この予算書の、私が見た限りでは例年とあまり変わらない金額なんですけど、経費的にはどうなっているのか教えてもらえますでしょうか。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 新型コロナワクチンに関しては、令和2年12月9日に交付されました予防接種法の改正により、急遽対応しないといけないということになりましたので、補正のほうで対応させていただいております。

令和3年1月12日に593万7,000円、これは会計年度任用職員の報酬と接種券の製本・郵送・システム改修費等の費用です。これ急遽しないといけない、3月までに発送しないといけないということに基づき、補正をさせていただいております。

続きまして、接種のほうの関係も補正をさせていただいております。令和3年2月17日に2億496万7,000円ということで、これは令和3年に全額繰り越す予定にしております。これはワクチン接種に要する委託料、負担金、手数料等、あと、県のコールセンターの負担金、健康被害が出たときの委員報酬等を含めた金額になっております。

ということで、令和3年度の今の予算書につきましては、通常の予防接種の費用ということを計上させていただいております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 そうでしたよね。だから令和2年度の予算だけにあるわけですね。

実際、今回ののは予防接種ですから、病気じゃないですよ。だから、皆さんもそうですし病院の方もそうですけれども、皆さんが今から大騒動というか、大仕事としてワクチン接種をするわけなんですけれども、その費用っていうのが、例えば広島西医療センターに対する、あの方たちもお金もらわないとできないでしょうから、それは大竹市が払うんです。

そして、薬代は誰が払うんですかね。知らなくてもいいような話ですけども、わかれば聞いてみたいと思います。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 ワクチン費用に関しましては、これは国のほうが確保するということになっておりますので、国のほうが購入したものを県に下ろして、県が配分をして市が接種するということになっております。それに接種に関する費用ですね。ワクチンは国のほうが負担するんですけども、接種に関する医師の謝礼等を含めては市のほうが払うんですが、一応、上限額はありますけれども、国のほうが10分の10負担するということになっております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。終わります。

○賀屋委員長 残りは2回目に。

それでは続きまして、衛生費最後になりますけれども、細川議長のほうから3件ほど。細川議長。

○細川議長 それでは3点ほど事前通告をしておりますので、お願いいたします。

産科医療施設人材確保支援事業と、妊産婦歯科健康診査委託料及び産後ケア事業委託料についてお尋ねいたします。

最初に97ページの保健衛生総務費の産科医療施設人材確保支援事業ですか。これはすごく単純なことかもしれませんが、昨年度より僅かですが費用が増えているんですけど、これはどういったことだったのかを教えてください。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 こちらはJ A広島総合病院の産科医の確保のために、廿日市市と共同で行っているものです。この産科医療施設人材確保事業、これは国のほうも県のほうも実施しておりまして、その残りを廿日市市と大竹市が分娩数に応じて負担しているというものです。廿日市市のほうがまとめて助成をしていただいている関係で、廿日市市のほうで予算額を算定していただいております。

令和2年度は出生数500件、これで算出した金額を出されておりましたけれども、令和3年度は600件ということで算出された金額、それに基づいて、大竹市のほうが予算の段階では人口割なんですけれども、負担割合0.146を掛けたもの、ですから14万6,000円。そちらを負担するという形で、予算のほうを上げさせていただいているということです。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 恐らくそうではないかと思って聞いたんですけども、廿日市市でも民間の産科が閉めるとかいろいろあったので、その影響でJ A広島総合病院のほうの産科の取り扱いが増えたということになるんでしょうか。そこら辺を、もし理由が分かれば教えてください。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 そうですね、増やした要因というのは特別お聞きはしてないんですけども、確かに廿日市市内、産科医院のほうが閉院1件しておりますので、そういったあたりの影響もあり、増やしているものと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 ありがとうございます。本当は子供の分娩数が増えたのだというのがうれしかったんですけど、わかりました。

次に移ります。105ページの母子保健費、妊産婦歯科健康診査事業ですね。これ、私は前から興味を持ってお尋ねしているんですけども、これは第1期大竹市まちづくり基本計画のほうに、令和元年までの受診率が載ってたんですけど、以前から妊婦さんは目標数に近いというか、これで見ると超えてるんですけども、産婦さんのほうの歯科検診がなかなか受診率が上がらないということなんですけれども、令和2年度、新型コロナウイルスの影響もあって歯医者さんも受診控えもあるのかと思いますが、その辺の改善があったのかどうか教えてください。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 令和2年度なんですけれども、去年は、対象者数164人に対して66人でした。今年度も対象者163人に対して59人ということで、これはまだあと1カ月程度ございますので、同程度になるくらいと見ておりますので、それほど、思った以上増えているという感じではないと思って見ております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 昨年、いろいろ工夫されたらどうでしょうかというのを御提案させていただいたら、子供さん、赤ちゃんを見てくださる歯医者さんも開業されたので、とても期待しているという御答弁だったように覚えているんですけども、そこら辺はあまり改善なかったということですかね。

○賀屋委員長 主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 確かにそのような御答弁をしたような記憶もあるんですが、やはり新型コロナウイルスの関係もありまして、先ほど議長がおっしゃいましたように、受診控えというところが多少、特に産婦の部分は影響があったのかもしれないと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 令和3年度、期待しておりますので。歯科医さんにもしっかり協力をお願いをして、ぜひ子供を産んだら歯が駄目になるお母さんが減るようにしていただきたいと思いますが、気になるのが、こちらのほうに出されている目標が、どちらも50%ということなんですけどね。これはもう少し高い目標を持ってもいいというふうに思うんですけど、その辺の考え、どうなんでしょうか。

○賀屋委員長 主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 妊婦のほうにつきましては、確かに少し上げていける余地はあるかなと考えておりますので、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 妊婦さんのほうも50%達していますので、ぜひ高い目標に向けて頑張っていたきたいと思いますので、お願いいたします。

次に行きます。

同じく母子保健費105ページの中の、産後ケア事業委託料なんですけど、すみません、私、変な事前通告をしたと思うんですけど、読み込みが足りなくておかしかったんですけどね。これは令和2年度から始まっている事業のように見受けられるので、この産後ケア事業委託料と、家事育児支援サービス委託料というのがありますが、これは事業実績はどうだったのか、紹介いただければうれしいです。お願いします。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 産後ケア等の事業なんですけれども、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大のために、医療機関及び施設等との調整が困難であったということで、産後ケア委託事業については開始は行っておりません。

また、訪問につきましても、通常保健師の訪問等もなかなかお受けいただけていないということもありますので、実際に家事援助のほうも実施はできておりませんので、令和3年度からの実施を考えております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 令和3年度から実施ということで期待しております。お願いします。

あと、私が読み違えた部分なんですけど、200万円どうなのかっていうのをお尋ねしてるんですけど、子育て世帯包括支援センター事業ということだったんですけども、去年からネウボラを、2階のほうで始めてますが、どのような状況でしょうか。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 母子保健コーディネーターを保健医療課のほうに設置しまして、1名専任で行っております。実際にネウボラの相談のブースもつくりましたので、妊娠届の際にはそちらを使いまして、妊娠時の状況等を確認するアセスメント等を行っております。

また、子育て支援センターにおられる子育て支援コーディネーターの方とも定期的な関わりをさせていただいておりまして、支援の必要な方については共通の情報をもって支援するという方向で考えているところです。

また、具体的にその後の産後ケア等の事業ができておりませんので、実際には支援のほうのメニューを増やしまして、サービスのほうを増やした上で、実際に支援できる体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 今年度はもう新型コロナウイルス対応で、保健医療課はとても大変だったと思

います。

ですが、こういう状況だからこそ、小さな子供さん育てている方の精神的な何か不安感とか、結構あったんじゃないかと思います。ぜひ、あそこの2階のネウボラも、私が、もう少し明るくしてと言ったらすぐに対応していただいて、もう気軽に相談に来ていただけるように、とても対応をしっかりといただいていると思います。

ですから、一人でも悩むお母さんが相談に来られるように、しっかりとコマーシャルもして、たくさん来ていただくのはうれしくはないんですけど、でも気軽に来ていただけるように令和3年度、期待しておりますので、お願いいたします。

以上です。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 それではただいまで1回目の質疑は終わりました、2回目の質疑を行います。

日域委員の2回目からお願いします。

あと3つ残っているかと思うんですが。

日域委員。

○日域委員 101ページって私は書いてますが、浄化槽のことですけれども、大竹市は幸いなことに、公共下水道の普及率は相当に高い町ですね。言い換えれば、浄化槽を使っている世帯数は少ないんだと思いますけれども、その公共下水というイメージの中でも、いわゆるこの町中は上水がありますから、水道料金をベースに下水道の使用料が決まるじゃないですか。でも、上水のない地域に行くと、要するに農業集落排水の話ですけれども、水道料金ってないですから、だから戸別で、あれは頭数で決まるのかな、世帯の人間の数で決まるんだと思いますけれども、そこで大竹市そのものは、浄化槽を使っている世帯に対して県内の他の市町に比べて決して負けているとは思わないぐらい高額というか、高い比率の補助金出していますよね。

それはそれとして、最終的にああいいう農業集落排水を使っているようなエリアの、その農業集落排水は全部に配管をするわけにはいかないですから、当然浄化槽の世帯と農業集落排水の世帯がありますよね。その汚水処理といいますか、その負担額ってどのぐらい違うんですかね。そこを、数字のことをもっと通告しておけばよかったのかもしれませんが、多分これ定額なので、教えていただけるとは思いますが、どんなでしょうか。

○賀屋委員長 小川課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 参考の例で示させてもらおうとは思いますが、合併浄化槽、何人槽っていろいろあるんですけれども、一番小さい5人槽の想定で、ひとり世帯であった場合、法定点検料が7,000円、年間かかります。維持管理費は委託料になるんですけど、業者によってまちまちだったり浄化槽の大きさによって違うんですけど、私が今調べた中で一例として挙げると、5人槽で年間2万4,500円の委託料がかかっている方がいらっしゃいました。それがトータルで年間3万1,500円になります。

農業集落排水の場合、1世帯単位で基本料金が2カ月に1回で1,708円かかります。それと1年間で基本料金が1万248円で、1人当たり使用料が2カ月で1,944円かかります。

これを1年間にすると1万1,664円で、トータルでひとり世帯で農業集落排水だと、2万1,912円になります。差額としては1万円弱ぐらいの差が、ひとり世帯の方が住んでいる家であります。

それが農業集落排水だと、2人世帯になると、1年間で3万3,576円になりますので、今度は逆転してきます。ただ、合併浄化槽のほうは5人槽であれば5人ぐらいまで、要はその世帯人数が変わっても額は変わりませんので、一概にはどっちが得かというのは、大竹市としては申し上げることはできないかなと思います。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 難しいですね。

イニシャルコストっていうんですか、最初の費用だとか、途中で使えなくなったりするもんですかね。よく一定期間たったらもう機械をやり変えると。そのときのお金どうなるんやって私は、聞くんですけども、私、平成元年に設置した昔ながらの浄化槽、元気に動いてますからね。だからあんなもん壊れんのじゃないかと思うんですが、壊れたときの補助は一応考えてあるんですかね。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 合併浄化槽自体、耐用年数は書いてあるんですけど、丁寧に毎年きちっと点検していれば、やっぱり耐用年数よりかなり長くもちますので、なかなか壊れるという例はないんですけど、大竹市としてやり換える、更新ですよ、全部据え換える場合の補助金は、初期設定と同じように出すようにしております。

ただ、修理費については出すようになっておりません。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 それと、今の世帯数、要はそこに住んでいる方の人数で行くのは農業集落排水ですよ。浄化槽はもうそこがあれば、管理するしかないですから。

ちなみに、ゼロになったらどうするんですか。住んでいる人がゼロになっても建物はありますよね。住んではないけど使うよねっていう半空き家みたいなものが、世の中というか、ああいうあたりに行く結構あるんじゃないかと思うんですが、これは今思いついた質問なんですけれどもね。どうなるんですかね。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 合併浄化槽は、使う以上は管理していただかないといけないので、費用がかかります。使わなくなれば廃止ないし停止の届けを出してもらいようになります。

以上です。

○賀屋委員長 農業集落排水の場合はどうなるんですか。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 農業集落排水は、環境整備課の担当ではないので公共下水道事業会計で聞いてください。すみません。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 厳密に言えばそうですね。いいです。

実は通告の中に書いたと思うんですが、市営浄化槽ってあるんですよね。浄化槽の問題、かなり誤解というか、市民の中に難しいところがあって、何か誤解があるんだと思いますが、大竹市が行政として他市に負けない行政サービスやってるのであれば、そこを实际認識してほしいという気はします。

前にもどこかで私は、言ったことありますけれども、おかしいやないかってあって、私が調べた資料を持っていったら、私は知らなかったと言って、大竹市すごいじゃんって、逆に全く180度変わった人がいましたけど、そういうこと調べている中で面白いなと思ったのは、市営浄化槽っていうアイデアなんですね。広島市にありました。

ほかにないって聞いたら、安芸高田市にもありました。これ要するに、個人が設置した浄化槽を市が受け取るんですね。市の財産になるのかもしれませんが、農業集落排水と同じだけの費用をそのお宅は市に払うわけです。そうすると市のほうが法定点検から、基本的な業者に委託してメンテナンスをやるわけですね。

広島市だけが特殊なんかと思ったら安芸高田市にもあって、そういうものがどういう経緯でそうなったのか知りませんが、市営浄化槽っていう名前を検索かけると、全国にばらばらと出てきますから、やっているところもあるんじゃないかと思いますが、ただ、丁寧にそろばんはじいてみると、大竹市のやり方がそれに比較して特に劣っているかという、私はそこまでよう言いませんから、大竹市のやり方を。少なくとも近隣の自治体に比べて、浄化槽についてはピカーですよ。近隣の町は、市が補助金を出さないがゆえに国の補助金も使えないという町がありますからね。そういうことに比べたらすごくいいんですけれども。

少し聞いてみたかったんですが、今の話聞くと、世帯の数によってどっこいどっこいなので、私の想像と違う展開になりましたので、これで終わります。

次に、これはごみの広域処理化で、もう走り始めましたよね。廿日市市と一緒にごみの広域処理を始めましたけど、予算書見ただけではよくわからないんですが、もちろん高度な処理をしますから、経費は経費で設備投資相当かかっているんだろうと思いますし、一概にどっちが安いと言えないのかもしれませんが、内容自体は今のほうが優れてると信じてますけれどもね。経費的に、もちろん最初に何かつくらなくちゃいけないとか、イニシャルコストが最初の年度にかかりますから、単にこの予算書を見ただけではどうなんかなと思うんですけれども、やっぱり、かなり合理的にできてるんですよね。

ですよっていう質問も変なんですけれども、大竹市のごみを隣の市が引き受けてくれて、それは当然大竹市もお金は負担してますけれども、ああいう迷惑施設を他市で引き受けてくれるっていうのはあまりないケースだと思いますから、それはすごいことだと思いますけれども、その上で経費的な、RDFは15年だと思いますが、これもどっちみちそういう一定の期間を見た長期計画の中の話だと思いますが、経費的にはそのRDFの時代に比べて同程度なのか、少し高いのか安いのか、そのあたりを教えてもらえないかなと思ひまして。

○賀屋委員長 今のは112ページですね。

環境整備課長。

○井上環境整備課長 広域処理とRDF化処理との年間の維持管理費の比較についてお答えします。

RDF化処理では、稼働期間16年間ございましたが、その年間平均の維持管理費が約2億4,400万円でした。これに対しまして広域処理に係る年間の維持管理費は、これに廿日市エネルギーグリーンセンターの維持管理費と、本市の中継施設の維持管理経費を含んでいるんですが、令和3年度当初予算ベースで約1億8,300万円です。この両者を単純比較した場合に、広域処理のほうが、年間で言いますと約6,100万円の経費の削減効果が出ております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。終わります。

○賀屋委員長 2回目、他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結します。

続きまして、3回目の質疑を行います。まだ、日域委員があと1点ほど残ってます。

どうぞ。日域委員。

○日域委員 瀬戸内法なんですけれどもね。要するに、海の有機物が少なくなっているという話なんですけれども、これはここで聞いたらまた駄目だって言われるかなと思いつながら聞いてるんですが、実際問題として昔、古い時代は、もうリサイクルというかリユースというか、人間が排出したのも大事な肥料でしたから畑へまいたわけなんですけれども、もちろんそれはそれなりに浄化されながらも、雨と一緒に海に流れていくわけですね。

だから、今とは違うのかなと思いますが、じわじわですけれども海が貧栄養化してきたという話があるんですけれども、こういうものは処理場でコントロールできるものなのですか。

そして、ある意味では、水清くて魚住まずってというようなことがやっぱりあるんかと思いつけれども、今度、法律変わりますよね。何か現場として、もしそうなったらこうなるよねっていうような想定というか、思いがあれば教えてほしいなと思いつすし、まだとてもそんな段階じゃありませんっていうんなら、それでももちろん結構ですけれども。

○賀屋委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 すみません、大竹市のほうがまだ正式に通知等受けてないので、何ともお答えすることができないかなと思います。

今、権限が県とか広島市レベルのところになると思いますので、今後そちらのほうの動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 3回目、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 それでは以上をもちまして、第4款衛生費を終了いたします。

それでは議事の都合により暫時休憩といたします。

再開は午後1時から消防費の質疑から開始をいたします。お疲れでした。

11時41分 休憩

12時58分 再開

○賀屋委員長 それでは少し早いんですけども、休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款の消防費の質疑から入ります。

ここで1点、再度お願いをしておきたいんですけども、私のほうは職名で指名をさせていただきますので、指名された方は課名、職名、それと氏名を名乗って答弁をお願いしたいと思います。

それでは第9款の消防費からですけども、通告を受けておる順番でお願いします。

小中委員。

○小中委員 161ページの自主防災組織育成指導事業についてお伺いします。

この全体の額が前年比約2倍となっているんですが、これはどういう動機があったんでしょうか。

それと避難の呼びかけ体制づくりを重点に置かれていますが、具体的にどのような訓練を想定されているのでしょうか、お伺いします。

○賀屋委員長 主幹。

○堀江危機管理課主幹 危機管理課主幹、堀江です。

増額分につきまして御説明します。

主な増額は、負担金、補助及び交付金の中の避難の呼びかけ体制構築支援補助金の70万円です。

避難の呼びかけ体制構築とは、広島県が令和2年度から推進している事業であり、豪雨災害において逃げ遅れ被害をなくすための仕組みづくりです。自主防災組織を豪雨災害に強い体制にするためのセミナー及び各種訓練に必要な経費を補助する目的として、参加する1組織に対し最大10万円を助成する計画で、この経費に対し広島県が全額補助するものです。

訓練の内訳は、地域独自の防災マップの作成、呼びかけ体制を考慮した連絡網の作成、避難訓練の実施、振り返りなどがあります。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 それではその活動のユニットっていうか単位は、自治会ごとになるのでしょうか。

○賀屋委員長 主幹。

○堀江危機管理課主幹 単位は自主防災組織となります。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 その自主防災組織っていうのは、市内で、何ユニットぐらいあるんでしょうか。

○賀屋委員長 主幹。

○堀江危機管理課主幹 大竹市内で37組織されております。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。

それでは防災リーダー育成について伺います。

大竹市内に、防災士の資格を持っておられる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○賀屋委員長 主幹。

○堀江危機管理課主幹 防災士の資格については把握しておりません。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 それでは、この費目の中に自主防災組織助成金34万円ってというのが書いてあるんですが、例えば防災士の資格取得を目指している方々に対する補助、そういうものはあるのでしょうか。もしないとしたら、今後そういうことは考えられるのでしょうか。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 危機管理課長、吉村です。

防災士についての補助金ということで御質問でございます。

まず、こちらの予算書に表示しております自主防災組織助成金34万円、その下に避難の呼びかけ体制構築支援金補助金70万円とございます。上側の34万円につきましては、これは市独自で自主防災組織に訓練等を実施した場合に補助する仕組みの中での補助金となります。それで70万円が、先ほど主幹が御説明しました県の事業に基づく補助金という形になります。

この中には、残念ながら防災士は個人的な資格にはなってくるんですが、これを取るための補助金は確保をしておりません。今後も大竹市のほうでは地域防災リーダーの育成事業に努めておりますので、個人的な防災士を取得する上での補助金の拠出等の計画は、現在のところ立てておりません。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○賀屋委員長 続いて、中川委員。

○中川委員 2点ほどあるんですけど、急遽通告させていただきましたことについてお聞きしたいんですが、当初予算の概要の23ページ、予算書の159ページになるんですが、消防団資機材整備事業についてですけど、消防団に小型動力ポンプとか積載車を配備してくださるということで、ありがとうございます。

その中で積載車について、どうもこれがマニュアル車ということで、今、消防団員の方でオートマチック限定免許で、このマニュアル車が運転できないということがあるんだそうです。

調べてみますと、新たに免許取られる方も半分以上がオートマチック限定と。地方によって違うかもしれませんが、新車販売も99%がオートマチック車で、今そのマニュアル車を運転する技術も免許も持ってない方がたくさんいらっしゃいますので、できればこれをオートマチック車にさせていただけないかと。それが無理なら、オートマチック限定解除の免許取得の助成をしていただければということがありましたので、その点について伺います。

○賀屋委員長 消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 消防課消防団係長の中村と申します。よろしくお願ひします。

令和3年度の積載車につきましては、現在、オートマチック車両の整備を計画しております。なので現在のところ、オートマチック限定解除の免許取得の補助ということは考えておりません。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。

喜ばれると思います。

それから次に、同じく概要の23ページになるんですけど、消防一般事務で消防救急デジタル無線維持管理事業。これは多分NET119だと思うんですけども、1,119万8,000円と結構高額だなと思うんですが、以前私が個人的に消防署の方にお尋ねしたLive119というのがあるんですが、これは119番通報すると、持っている携帯や、スマホとかがテレビカメラになって、指令室等のやり取りで映像でやり取りができるというものなんですけれども、これをお聞きしたときに、一応検討はしていると。だけど非常にコストがかかるので、難しいかなという考えを言われてたんですが、その後どうなったのかお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○賀屋委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 消防課長、伊崎でございます。よろしくお願ひいたします。

中川委員おっしゃられたLive119の件でございます。確かにシステムの有効性等を認めるところはございますけれども、先ほど委員が言われたように、費用対効果の関係等々ございますので、現時点で導入は見込んでおりません。

以上でございます。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 分かりました。

東京のどこかで試験的にやっていらっしゃるということで、中には全然言葉が通じなくても、映像を見て指令を受けながら人命救助ができたということもあるみたいなので、ぜひとも前向きに検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○賀屋委員長 続いて、原田委員のほうから3点ほどありますけれども、いいですか。

原田委員。

○原田委員 ざっくりとしたものの聞き方で申し訳ないんですけども、156ページの人材育成事業だけではないんですが、それ以外、どこの業界でも人材不足というか、人材の確保というのがいろいろ大変ではないのかなと感じているんですけども、この消防組織も含めて、あと救急救命士なんかの指導の事業なんかもあったと思うんですけど、そういう人材に関して不足しているとか、もし有事の際にもう少し人数を確保しておきたいとか、

そういうのがもしありましたら、すみません、ざっくりな質問で申し訳ないんですが、お聞かせください。

○賀屋委員長 消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 人材育成事業、こちらについてお答えいたします。

まず、人材育成事業、消防職員のほうの人材育成事業として大きく5つございます。

1つ目が、消防職員としてのスキルを上昇させる消防学校への入校。

それから救助工作車という車両があるんですけど、この車両を操作するために小型移動式クレーン、それから玉掛け免許などの労働安全衛生法上の各種技能講習がございます。

それから水難事故救助事案に対応するための潜水士、それから小型船舶、こういった免許の資格取得がございます。

4点目が、化学災害に対応するための毒劇物や危険物といったものを取り扱うための資格がございます。

それから予防行政の審査をいたします研修会などに参加する、こういった5項目が、大きく分けて人材育成として計画をしております。

それから救急救命士養成事業というのがございます。救急救命士養成事業は、令和3年度に計画させていただいておりますのが、新たに救命士を取得した職員の特定医療行為、こちらの技術習得のための病院実習、それから既に資格取得済みの救命士の特定行為の再教育とスキルアップセミナー、こういったもので人材育成計画を進めております。

以上です。

○賀屋委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 消防課警防係長の岸田です。

救急救命士の養成について御説明をさせていただきます。

先ほど消防団係長が申し上げたとおり、救急救命士の養成を行っているところでございます。

令和2年度に策定させていただいております第5次総合計画後期基本計画実施計画において、令和2年度の目標数値を14名と定めさせていただいております。現在、16名を養成しているところでございます。

それ以降、後期基本計画におきましては、その救急救命士が実際に救急車に乗車できる体制を維持するということを目標に、現在、全ての救急車に救急救命士が乗車できる体制を目標に、引き続き要請を続けていく計画でございます。

以上です。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 原田委員の人材不足、人口減少に伴う人材不足等についても、防災に関しても発生する可能性がありますので、お答えをさせていただきます。

防災に関しましては、特に大竹市で言いますと、川手地区や中山間地域については高齢化が進みまして、自治会や消防団、それから、それらの組織から構成されている先ほどの自主防災組織も例外ではなくて、高齢化により組織の維持をしていくのが非常に困難であるというお声もいろいろな方から聞いております。

とはいいいましても、災害は毎年のように襲ってきますので、持てる力の中でどのように安全を確保していけるかを考えないといけないということになります。ただ、広範囲に対応していくということは、どうしても非常に地域性もありますし、難しい部分はございますが、隣近所のつながりっていうのは、大都市とか等の希薄な部分に比べると強いというものはあると思いますので、その辺に着目をしまして、先ほど主幹のほうで説明した県の事業にもありますように、お互いが声かけをして早期避難を実施するところをしっかりと対応していけるように、地域のできることにポイントとして絞って、地域防災力を向上させていけるように努めていかなければならないと考えています。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 じゃあ中山間地域であるとかそういうところっていうのは、今の話だと、これからそういう自主防災組織を拡充していくとかではなくて、それ以外の方法でも併せて考えながら対処していくという理解かなと思ったんですけども、一番聞きたいところは、今スキルアップであるとかいろいろな講習、研修とかやりながら、消防のいろんな、私も詳しくないので分かりませんが、先ほど言ったスキルアップを初めとして、いろんな消防の必要なこの技量とか技術とかを身につけなくちゃいけないと思うんですが、今のこの予算の中で、それが十分にできているのか、もしくはもっと予算があれば、もっといろいろなスキルアップの講習であるとか技量技術が、まだ向上するようなものがあるのかというところを、教えていただきたいと思います。

○賀屋委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 現行の予算内、枠の中において、人材育成は十分かという部分でございます。

資格を、今いる人材に対して取らせようと思ったときに、十分かどうかと言われるとまだまだ取らせたいものがあつたりとかする部分はあるかもしれないんですけども、いかにせんこの今の人数でやり繰りしないといけない、その中で日々の救急業務ですとか消防業務ですとかも十分にしないといけない中であると、現状のままでやるのが精いっぱいだと考えております。ありがとうございます。

○賀屋委員長 原田委員、今3つまとめて質疑をしていただいたということでもいいですか。分かりました。

続いて、網谷委員から出ております。

○網谷委員 これは予算書の157ページの阿多田救急船検査助成金、それからもう1点が160ページの阿多田漁村センター使用料となつてはるんですが、最初の阿多田救急船検査助成金ですが、これはどういう助成金ですか。9万3,000円は、いわゆる定期検査ということですよしいんですかね。

それでこの定期検査だとすれば、年に1回とか何年に1回というのがあつるんですが、毎年ですかね。どうなんですかね。

○賀屋委員長 消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 定期検査についてお答えします。

定期検査は、通常の定期検査が6年に1回で、その間の3年に1回の中間検査がございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 6年に1回と、中間検査ということで3年に1回というぐらいになるかと思いますが、そのぐらいの検査でいいんですよね。これは漁船でもこれぐらいだったと思うんですが、そのぐらいでこれ、救急船ということなので、かなり厳しいかなと思ったらそうでもないんですよね。金額も9万3,000円ですけど、そう大したこともないというような感じでございます。

それと出動回数ですよ。年間、市政のあらましにしても出てないんですが、出動回数はどれぐらい、昨年だけでもよろしいんですが、1年間でどれぐらいあるんですか。お願いします。

○賀屋委員長 どうぞ。

○河村消防署救急通信2係長兼分隊長 救急通信2係長、河村です。

今の質問にお答えします。令和2年は救急件数は14件となっております。

以上になります。

○賀屋委員長 もう一回お願いします。何件ですか。

○河村消防署救急通信2係長兼分隊長 14件です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 14件というたらかなりあるんですね。

それから、大変大事な任務の船でございますので、しっかりサポートしていただきますようよろしくお願いいたします。

それから次は160ページの阿多田漁村センター使用料1万5,000円となっておりますが、これは年間ですよ。安いと思うんですが、これはどういうことに使われているんですか。支払い先はどこになるのか、教えてください。

○賀屋委員長 課長補佐。

○松岡危機管理課課長補佐兼保安防災係長 危機管理課保安防災係長です。松岡です。よろしくお願いいたします。

今の御質問にお答えいたします。

阿多田漁村センターにつきましては、令和元年度から第1次避難場所として使用しております。使用頻度に関してですが、令和元年度は2回開設しております。時間にして計26時間使用しておりますが、ちなみに令和2年度は現在まで2回開設しております、38時間使用しております。

それでこちら、阿多田島漁協と締結した覚書によって、1時間200円の使用料というのを取り決めております。それを支払っているところでございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 これは管理者が阿多田島漁協だと思うんですが、そちらのほうに払うたという

ことですかね。

それで、これは消防費ですが、使用料が、民生費のほうで使うとということになるんですかね。というのも、毎週土日に高齢者の集いをあそこでやっ取るんですが、その使用料は関係ないということですか、消防費のほうからは。という解釈でよろしいですか。そっちのほうは民生費か何かになるんですかね、それじゃ。わかりました。ありがとうございました。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 こちらに掲載している使用料のことで御説明させていただきますと、災害対策本部をしいたときに、阿多田支部または阿多田島の避難所として漁村センターを指定しております。

そちらで職員が行ったり、阿多田島の方が避難されたりするときに使用した際に、やはり電気料とかを使うということがございますので、災害対策本部がしかれてる間利用した料金として、こちらに掲載をさせていただいているということでございます。

以上です。

○賀屋委員長 いいですか。

続きまして、日域委員。

○日域委員 私は、155ページのヘリコプター運営費負担金のことなんですけども、船があったり救急車があったり消防車があったり、いろんなものが必要な世界だと思いますけれども、このヘリコプターはもちろん大竹市が持っているものではなく、どこかに要請したら来てくれるんだろうと思いますけど、実際1年間でどのぐらい、どういうことに使ったりするのかなっていうのがあります。

大竹市は広くはないと言っても、島があったり、山間部結構あれですよ、消防本部から見れば遠いところもありますけれども、どんな目的で使ってるのかなって、その概要を教えてほしいなと思います。

○賀屋委員長 小隊長。

○正木消防署課長補佐兼第2小隊長 第2小隊長の正木と申します。よろしくお願ひいたします。

令和2年の消防防災ヘリコプターの要請件数でございますが、3件要請してございます。その要請の内容としましては、救助活動が主なものとなります。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 過去になりますけれども、川真珠貝広場キャンプ場の小瀬川で人が行方不明になったときに、広島県と山口県のヘリが上空をぶんぶん飛んでったのを、私はビデオで撮影したことがありますけれども、日頃あまり見ないですけどね。今のおっしゃったやつは、例えばこの市内で急患というのか、事故か病気が発生した場合に、それをどこかの病院に連れていくとかですよ。さっきの3件についてももう少し言える範囲で、どういうものだったか教えてほしいなという気がするんですがね。

○賀屋委員長 小隊長。

○正木消防署課長補佐兼第2小隊長 先ほどの令和2年の3件の内訳でございますが、三倉岳におけるロッククライミング中の滑落といったものが2件ございます。

あと1件につきましては、水難事案に対する出動でございます。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 この負担金約353万円ってありますけれども、これはあれですか、固定費ですか。多く電話したら高くなるとか、そういうものじゃないんですよね。イエスカノーかで結構ですけども。

○賀屋委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 今の件でございますが、何件要請しても同じ金額ということになります。

ただ、こちらのほうが毎年全体の費用に対して均等割、人口割ということになりますので、そのあたりの変動は多少あるかなと思います。

以上でございます。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 これは、どこへ払うんですか。これはみんなで、ある種の共同運用みたいになってるんですかね。

○賀屋委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 委員がおっしゃるとおり、共同運用になります。現在、広島県には県が持っているヘリと、広島市が持っているヘリとございます。その両方に対してそれぞれお支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○日域委員 終わります。

○賀屋委員長 1回目、他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 1回目の質疑を終結します。

続いて、2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 ありがとうございます。

以上で、2回目の質疑を終結します。

続いて、3回目の質疑に入ります。3回目の質疑はありませんか。

細川議長。

○細川議長 発言の許可をいただきありがとうございます。

事前に通告をさせていただきましたが、私は防災リーダーの女性リーダーについてと、自主防災組織と消防団の連携という視点で質問させていただきます。もう出しておりますので、3つまとめてお願いします。

まず、地域防災リーダーの育成ですが、昨年の決算特別委員会の中でも、防災リーダーの女性の比率について少し質問がございましたが、決算時にはゼロですという御答弁をい

ただいております。その後、女性リーダーの必要性については決算特別委員会のときにもしっかりと語っていただいておりますので、重要性、必要性については共有しているとは思いますが、その後、女性リーダーの数は増えたかどうか、どのようにお考えかを1点目、お願いします。

それと2点目は、自主防災組織の訓練について自主防災組織助成金が、先ほどもありましたが34万円ほど予定されております。これは地域の消防団と連携した訓練などを実施しておられるのかどうか、来年度は予定があるのかどうか、その辺についてお願いいたします。

3点目は、これも先ほどから出ておりますが、自主防災組織の組織率の点ですが、現在考えている今後の課題についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

○賀屋委員長 主幹。

○堀江危機管理課主幹 まず1点目、女性の防災リーダーについてですが、現在のところ在籍はありません。ですが、防災活動において女性の視点でケアができるよう、育成が必要です。引き続き女性についても募集してまいります。

2点目、自主防災組織の訓練、消防団との関係についてです。

消防団が参加した自主防災訓練は令和元年度に2件あり、消火栓や消火器を使用した訓練が行われています。令和2年度はコロナ禍の影響により実績がありませんでした。

防災訓練の計画が各自自主防災組織の計画に委ねられておりますので、大竹市から内容の統制は行っておりませんが、各自自主防災組織が独自に消防団との連携を計画することは可能です。

3点目、自主防災組織の組織率、今後の課題についてですが、引き続き組織率の向上を目指すとともに、質の向上を図ることが課題です。組織率の向上については、研修会等の機会を通じて、自主防災組織を設立していない自治会に自主防災組織設立について働きかけていきます。質の向上については、避難の呼びかけ体制構築支援事業を推進することで実施してまいります。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 女性リーダーの必要性について、しっかりと認識していただいているようでございます。

引き続き募集をしていくということでございますが、これは何か今までと違うアプローチをされるかどうか。同じことをしていても、今までもなかなか参加していただけてないので、同じ呼びかけでは難しいんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺のお考えがあればお願いします。

まずそこからお願いします。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 女性の防災リーダー、なかなか手を挙げていただける方っていうのを探すこと自体が難しいっていうのを、実感をしておるところなんですけど、例えばで申しますと、市内には女性消防団という組織がございます。そういった方のお知り合いとかで防

災に興味がある方という視点から、または現在、地域防災リーダー、男性の方を中心として構成されているんですが、その方の周りや、地域で女性の方で興味がある方ということを探して、実際に手を挙げていただけるように促していけたらと思っておりますので、その辺ももし皆様方もどなたかいらっしゃいましたら、お声かけをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 ありがとうございます。

一番、知り合いからお声をかけていただくのが入っていただきやすいのかもしれませんが、例えば自治会連合会の女性部とか、そういう毎月しっかり活動されていると思いますので、その辺にもお知恵をお借りするとかしてみたらどうかと思います。

それと、先ほど質の向上の部分で、避難時の声かけの訓練をされるとおっしゃってましたが、避難のときには女性も一緒に避難するでしょうから、ああいった訓練のときにも、リーダーだけじゃなくて、リーダー候補ぐらいの女性の方にも来ていただくとか、少し幅を広げるとかという工夫をされたらどうかと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。期待しています。

あと、自主防災組織の訓練、要は消防団と令和元年には2件行ったということでした。先ほどの説明だと、訓練については自主防災組織のほうがイニシアチブを取っているのということでしたが、これは令和元年度のときも自主防災のほうからやりたいという声がかかって、一緒に訓練されたんですか。

○賀屋委員長 危機管理課長。

○吉村危機管理課長 令和元年度の訓練、一つ例を挙げますと、防鹿地区でこれは地域で防災訓練を実施されました。そのときには、大竹市のほうには私が参加させていただいたんですが、防災の講習の依頼がありました。消防のほうには消火器等を使った消火訓練、あと、防鹿地区にも消防団ございますので、消防団と住民の方で協働して、放水訓練等を実施されたという実績がございます。

これも、自治会長を中心として地域の訓練計画を立てられて、その中で動かされたということでございますので、それを私どもがサポートしたという形になっております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 まさに地域の方がメインになって計画も出しているということで、素晴らしい活動をされているなどと思います。

ぜひそういう活動を全自主防災組織とも、共有は多分されていると思いますが、もっと広げていっていただきたいと思いますが、このたび予算のことで勉強する中で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律ですか。少し長い名前ですが、そういう法律があるようございまして、今まで消防団の様々な機器とか人材育成とかいうのは、これにのっとってされてきていることと思います。

この中に、地域との連携、地域防災力の充実強化というところで、法律の中でもしっかりと書き込まれてはいるんですけども、この消防団を中核としたっていうのはどうい

となのかなってというのは、漠然としてよく分からないんですけど、これを大竹市バージョンに落としたらどういうことになるのかっていうのを、教えていただければ助かります。

○賀屋委員長 消防長。

○佐伯消防長 消防長、佐伯でございます。

先ほどの消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律でございますが、これは平成25年に施行されております。各地で自然災害等、甚大な被害を及ぼす災害が毎年のようにあるということから、これが制定の背景にあるということを知っております。

そういった中で、自主防災組織は、全国で組織率いろいろまちまちであると思いますが、消防団につきましては消防組織法で、消防団の組織は、市町村に設置するという規定もありますので、まず、必ず消防団はどの地域にもあるといったところから、こちらのほうがなかなか大きな災害が起きたときには予備消防力、隅々までいろいろ出動することがかなわないときもありますので、やはり地元の消防団を中心に、そういった何か事態が起きたときには地域で助け合っというところの趣旨であろうと思いますので、そういった意味で、消防団が中核ということでされているんだろうと思います。

以上でございます。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 勉強して出直してまいりますのであれですけど、今、消防長がおっしゃられた消防団っていうのは全ての地域にあるとおっしゃってましたが、まさにそこかなという気もするんですけども、自主防災組織はまだまだ全地域できておりませんので、消防団側からのアプローチをすることで、地域にその防災力としての自主防災組織への組織化というのも見えてくるような気もするんですが、例えば先ほど御紹介いただいた川手地区の消防団とかは、地域と消防団がとてもイコールぐらいの関係にあるのかなと、地域的に、思うんですけど、私の住んでいるところは玖波地区なんですけれども、玖波地区は消防団がありますが、玖波地域の自治会としたら10ほどございます。全てが自主防災組織があるわけではございません。その中で消防団と地域の防災、どう協力していくのかっていうのは、なかなか見えてこないというか。

ただ、これらの誤解のないように言っておきたいんですけど、玖波地区の消防団もとてもよく地域活動してくださってます。地域のいろんなイベントとかにも実際に出てきていただいて、地域の見守り活動をされてますので、とてもよく地域活動をしてくださってるので、そここのところは地域の方々もすごく感謝をしているんですけども、ただ、じゃあ実際災害、防災に向けてどういう活動をしていくのかというのはいま一つ動きが見えてこないところがあって、自主防災組織からのアプローチを待つんじゃなくて、消防団のほうからも何か地域への呼びかけとかを工夫されたらもう少し動きが出るんじゃないかなって気がするんですけども、そこら辺何かお考えはございませんでしょうか。

○賀屋委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 団のほうから積極的に地域に向けてということでございます。

以前、平成30年だったと記憶しているんですけど、玖波地区のほうで消防団と自治会とで

訓練等しておられたと聞いております。

ただ、今積極的にそのようにされているかどうかというところがまだ、私どものほうも把握してないところはあるんですけども、このコロナ禍の中でという言い訳は難しいかと思うんですが、これからも消防団の幹部の方が集まる会議ございますので、そちらのほうでも提案してみて、これがなかなか提案してすぐおいそれとなりますよっていうものでもないのかもしれないんですが、意識づけにはなろうかと思っておりますので、そちらのほうはさせていただければと思います。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 ありがとうございます。この法律のほうにも、将来の地域防災力に関する議論を行うことが必要だと書いてあるんですけど、先ほど避難訓練じゃなくて呼びかけのあたりを、地域の方と一緒にやる中で、それぞれの地域にどういう課題があるのかというのを共有化していく中で何か見えてくるものがあるような気がしますので、ぜひよろしく願います。

以上で終わります。

○賀屋委員長 それでは以上で、第9款消防費の質疑を終結をいたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩をいたします。

再開は13時55分といたします。

13時43分 休憩

13時55分 再開

○賀屋委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3款民生費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

通告書が出ております。まず、小中委員のほうからお願いしたいと思います。

小中委員。

○小中委員 民生費の項目では3点についてお伺いしたいと思います。

まず、84ページのこども医療費助成事業についてお伺いしたいと思います。

当初予算の概要には、中学卒業までの全ての子供を対象に、医療費の自己負担額を一部助成とあります。何かホームページには計算式が書いてあったんですけども、例えば一部助成というのが大体自己負担の何%という具体的にはできないんでしょうか。このいわゆる計算式にこだわる理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 こども医療費助成事業でございますが、通院費については1日500円まで、1月では最大4日まで御負担いただきますので、1月の自己負担額は最大で2,000円になります。入院につきましては1日500円まで、1月で最大14日まででございますので、最大の自己負担額は7,000円となっております。

市からの一部助成といいますのはそれ以外の部分になりますので、通常医療費の窓口負担、小学生以降で3割となっておりますから、3割部分と自己負担額の差額、それを市の

ほうが一部助成をしているということになっておりますので、利用額の何%という割合で助成しているというものではございません。

先ほど自己負担額のことを申し上げましたけれども、1月の自己負担額ですが、どちらも1医療機関につき最大、通院であれば2,000円、入院であれば7,000円、それが最大の自己負担額となっております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 その最大2,000円、もしくは7,000円という線引きの根拠ってというのは何になるんでしょう。

○賀屋委員長 主幹。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 根拠のほうは、大竹市乳幼児等医療費支給条例のほうは根拠にはなりませんけれども、この1日500円までというのは、未就学児については県の助成があるんですけれども、その県のほうと足並みをそろえているような形にはなりません。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。

この一部助成ということなんですが、岩国市や周防大島町では、入院時の食事料を除き無料となっております。これは両市町とも、というよりもまず周防大島町長が、再編交付金を利用して、子供たちの医療費を無料にしようという考えを実現されて、それを岩国市が多分まねたんだと思われませんが、再編交付金の動向がどうであるかはともかくとして、これからの未来を背負う子供たちの医療費をできるだけ多く補助するっていうのは、少子化対策にもそれなりに役立つと思われるのですが、例えば上関町なんかの場合は、まだ立つか立たないか、多分立たないと思いますけど、今でも中国電力から協力金を得ておりますので、そこら辺りから拠出しておるようではありますけど、大竹市としても一部助成というよりは、できるだけその全額補助に向けてできないものかということをお聞きしたいと思えます。

○賀屋委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 大竹市でも、この制度をつくった際にそういった議論もあったかと思うのですが、本市におきましては受益者負担の観点から一部の御負担をいただきまして、頻回受診の抑制につなげていきたいという思いで、1回当たり500円、最大通院費だったら4回までですね、1医療機関当たり4回まで、入院でしたら月14日までという形で整理をさせていただいております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 その件についてはもう分かりました。

次に進みたいと思えます。

最近よく報道でもありますが、児童虐待の結構深刻なニュースを聞くことがよくあるん

ですが、大竹市において例えば虐待などの通報は過去にあったのでしょうか。もしあったのだとすれば、どのような対応がなされたのでしょうか。

さらに相談体制の強化をうたわれておりますが、具体的にどのような対策を図っていくのでしょうか。この3点について伺います。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 失礼します。

大竹市では、令和元年度ですけれども、児童虐待の通報は53件あります。

市が虐待の報告を受理した場合は、48時間以内にその家庭の様子を確認し、ケースの緊急度を見定め、初期調査から安全確認を行い、緊急度の高いケースは県のこども家庭センターと連携するなどの対応をしております。

相談体制の強化ということですが、来年度より子ども家庭総合支援拠点という事業を始めることとしております。大まかにその子ども家庭総合支援拠点を説明しますと、児童の虐待や子供の発達、育児のストレスなど、様々な子育ての悩みを受ける相談支援業務と、関係機関が連携して問題のある家庭の情報共有や支援方法を検討する、要保護児童地域対策協議会という協議会があるのですが、その運営や調整を担う業務を執り行います。

これは、これまでも行ってきた業務なんですけれども、国の指針ではこの2つの業務を同一の機関で担い、円滑に運営することにより、年々増えている児童虐待に対応するということで、2022年度までに全国的に事業開始する目標となっております。

ただし、小規模自治体では、既にこの2つの業務は同一の組織で行っていることが多く、本市でも福祉課児童係で行っておりますので、実務的に大きく変わることはないのではないかと思います。

ただし、その拠点の要件にあります、常時2名の子ども家庭支援員を置くこととするというような要件がありまして、本市でも子ども家庭支援員の資格を持つ職員の数を増やす予定としておりますので、そのことによりきめ細やかでその家庭に寄り添った相談体制とし、児童の虐待防止を強化していきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 53件っていうのが多いのか少ないのか、53件もあるのかと個人的にはびっくりしたんですけれども、その強化の内容は御説明で分かりました。現状、その53件というか、通報に対して見回りとか保護とか、そういう体制はどのように図られているのでしょうか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 そうですね。53件というものが、必ずしも報道であるような深刻な問題だけでなく、例えば御夫婦でけんかした場合も、心理的虐待ということで児童虐待ということに当たりますので、そういった軽度の通報もあるかと思えます。

対応についてですけれども、緊急度が高い場合はこども家庭センターに権限があるんですけれども、その子供を一時保護して緊急避難をするというような対応があるかと思えます。

そこまで高くない場合は、高くない場合というのが適切かどうか分からないですけれど

も、そこまでではない場合は家庭相談員や保健師などが対話をするなどにより、いろいろと指導をしていくことにしております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 分かりました。できるだけ通報が、軽微なと思われる通報でも、できるだけ早期の対応をよろしくお願いします。

それと3番目なんですが、私立保育所等委託事業についてお伺いします。

私立保育所等整備補助金が約2億1,193万円計上されておりますが、これは全額国庫負担なんですか。

それと、私はいつでも行き帰りに、よく岩国市の聖母幼稚園や岩国東幼稚園などのスクールバスが市内で送迎しているのを見かけるのですが、幼保連携型の施設といいますが、需要っていうのは十分あるというか、つくってその経営の安定性などは考慮されているのでしょうか。

それと、その補助についてはこれは建物の建設費に対する補助なのか、それとも土地の取得費に対する補助なのか、そこら辺のところを教えてくださいと思います。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 補助金につきましては、生活環境委員協議会でも説明させていただきました社会福祉法人^{そら}宙さんが、令和4年4月から幼保連携型認定こども園を開設する予定のため、その建設整備のための補助金ということでございます。負担割合は国が2分の1、市が4分の1ということになっております。

しかしながら、現在は国のほうで子育て安心プランという計画を実施しており、待機児童の解消に必要な受け皿を整備するために、財政支援を希望する市町村が待機児童ゼロとなる実施計画を作成し、国においてそれが採択された場合は、その整備交付金の補助率がかさ上げされるというシステムとなっております。この場合は国の補助率が2分の1から3分の2になり、市のほうが6分の1の負担ということになっております。これは建物建設の補助金ということになっております。

スクールバスの件ですけれども、これは保護者の勤務地の都合や里帰りで帰省しているなどの理由により、広域入所という制度で、他の市町の保育所や幼稚園などに入所できる制度となっております。この制度を利用して、岩国市や廿日市市の保育所、幼稚園、認定こども園などを利用しているお子さんが、大竹市では30名程度おられます。

経営の安定性というのは、すみません、大竹市内の施設ということでしょうか。御存じかとも思うんですけれども、市内保育所やこども園に子供さんを預けた場合は、市のほうから施設型給付費という、いわゆる委託費を支払うこととなっております。

仮に定員が60名で設定しているのに30名しかいないというような状況がありましたら、そういった定員の変更は可能となっております。定員設定が少なければ少ないほど児童1人当たりの単価は高くなっているため、そういう入所児童が少ないような状態が継続されれば、そういった変更を考えていただくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。市としてもそういういろいろ、これからのパースペクティブを考えながら、行政を行っていただきたいと思います。

終わります。

○賀屋委員長 続いて、原田委員お願いできますか。

原田委員。

○原田委員 それでは73ページになるんですけども、身体障害者福祉協会補助金というのが、たしか昨年の予算では18万円だったと思うんですが、今年度は15万円になってるんですけども、3万円予算が減っている理由というのは何かあるんでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 令和2年度に3万円増えて18万円になっていたのは、広島県で身体障害者福祉協会の全国大会が今年度予定されておりまして、その負担金を上乗せして予算を組んだものでございます。

なお、この大会は新型コロナウイルスの感染症の影響で中止となってしまったんですけども、令和3年度においては広島県で行われる予定はないとのことなので、例年の補助金の額に戻させていただいております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

わかりました。続いて、同じ73ページになります。障害者支援事業というところでお聞きしたいんですけども、まず、資料の提供ありがとうございます。大変参考になりました。

まず、大竹市のほうでグループホームのほうの建設等進められていると思うんですけども、こちらの現状を教えてくださいませんか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 グループホームの状況です。

現在、美和福祉会のほうで、松ヶ原小学校跡地に松美園を誘致する際の条件でもありましたので、現在、グループホームの事業開始の準備に取りかかっており、広島県へ審査の準備をしております。審査が通りましたら6月頃に補助金の交付が決定し、施設の建設に着工するということになるかと思います。令和3年3月までに完成し、4月には開所予定となるかと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 どうぞ。

○原田委員 それで資料を見せていただくと、他市町のグループホームを利用されている方も何人かいらっしゃいますし、私の知っている子でも、広島市を利用して広島市の事業所に通っている子もいます。

このグループホームができて、実際入居かどうなのかというのが心配なんですけど、今

そのようにしてよそのグループホームを利用されている方もいらっしゃいますし、まだ今の段階でこれからグループホームを利用しようとされている方もいらっしゃると思うんですけれども、そのあたり入居の希望について、市のほうとか、その事業者のほうとか、そういう問い合わせとかってというのはあるんでしょうか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 本人やその親御さんからの問い合わせというのは今のところないですけれども、相談支援事業所などから何々ちゃんを入れたらいいねとか、そういう話は何件かございました。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。少し心配はしているんですが、もう少し時間がありますので様子を見たいと思います。

それで、このグループホームの場所なんですけれども、何か具体的に決まっているところがあるんでしょうか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 予定されている場所というのはあるんですけれども、ただすみません、補助金が交付されるかどうかでまた事業が、実施できるかどうかってというのが決まってくるかと思いますので、この段階では控えさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

場所のことをお聞きしたのは、どのようなグループホームかによるとは思うんですけれども、例えば今の松ヶ原地区の作業所に通う方が全員であればまた、話は違うんですが、恐らくそのグループホームに入所される方の中には、民間企業のほうに働きに出かけたりとか、そのほか大竹市内だけではなく市外に通勤される方とかも想定されるんじゃないかなと思いますので、もし場所が決定していて、そこが仮に不便なところであれば、今からどうにもならないのかもわかりませんが、入所される方が、恐らく想定はされてるんじゃないかと思うんですが、事業者のほうですすね。ただ、そういう方も恐らくいらっしゃるんじゃないかと思うので、今からどういうこともできないのかもわかりませんが、できれば通勤であるとかは、利便性のよいところにつくってもらえるのが一番よいのかなと思うんですが、すみません、恐らくは大体決まってるんでしょうからなかなか難しい問題なのかもわかりませんが、現場の意見としては、多分そういうのは恐らくどこのグループホームで働いている方もそう思われるかなと思いますので、一言、すみません、申し添えておきます。

それではもう、続いて、今度は、最近虐待とかいう問題がいろいろ出てきていると思うんですけれども、私が質問させていただくのは、放課後等デイサービスであるとかグループホームであるとか、それ以外の施設たくさんあると思うんですけれども、そういう事業所内におけるネグレクトであるとか、明らかな虐待っていうのは私は事案を知らないんで

すが、その精神的な虐待とかがあってというのが結構頻繁に起こっております。

例を挙げますと、特別支援学校に通っているお子さんがいます。月曜日の朝にバスで迎えに来られて、支援学校のほうに行きます。帰ってこられるときもバスで送迎されるんですが、放課後等デイサービスの場合は直接バス停に迎えに行きますので、家に帰ることなくそのまま放課後等デイサービスで支援を受けます。それからその子は、同じ事業所の管轄でありますショートステイのほうにそのまま行きます。これも同じ事業所の管轄ですので、家に帰らずにそのままショートステイに行きます。一晩泊まって、そのまま事業所の車で学校に送っていくと。これが月曜日から金曜日まで繰り返されて、土曜日の夕方まで。ですから月曜日の朝から土曜日の夕方まで、一度も家に帰ることがないというような事案が実際にあります。こういう場合に、事業所の中ではこれはやっぱり少し虐待に近いかなとか、ネグレクトじゃないかなという話はするんですが、何せ民間の事業所でありますし、経営のこともあつたりします。

先ほどそのショートステイが同じ事業所っていう話をしたと思うんですが、どうしてもそういう面で、もし仮にそういうことを、外部で話したときに、例えば利用が減るとかいうことが多分あってはいけないという理由があるんだと思うんですが、その事業所の中で話は出るけれども、じゃあそれが、これは疑われるよねっていうことで、じゃあ外部のほうにそれをどこかに話す、誰かに話すかっていうと、実際にそういうことは行われているケースはほとんど、私は聞いたことがありません。

それから先ほど言ったように、その明らかな虐待とかはないんですが、例えば精神的虐待、門限を守らなかった子供を指導するのに、胸ぐらをつかんで指導したりとか、それから車椅子を利用している子の後ろからその車椅子を蹴ったりとか、虐待と言えば虐待になるかも分かりませんが、私は精神的虐待の部類に入るんじゃないかなと思います。

こういう事業所内において行われているそういう、小さいと私は思わないんですが、そういうネグレクトであるとか精神的虐待というものが、なかなか外には届きにくい、声が届きにくい。民間の会社ですので、いろいろな経営とかの面もありますし、当然そういうことを記録に残したりもしませんので、なかなか外部から中の様子を知り得ることが難しいんですが、そういういろんなケースがあるんですが、そういった場合にその事業所内でそういうものが行われていると、発見したといった場合に、何か知らせる手段であるとか、それを行政のほうなり担当の所管の県であるとか市であるとかっていうところが把握したり、それを把握したときに指導できる体制というのか、そういう事業所内でのそういうものについて、その行政のほうで何かその知り得る体制というか、そういうものができているのか、お聞きしたいと思います。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 これは障害がある子供か、障害がない子供かというのは問わないんですけれども、虐待を受けている子供の早期発見や適切な支援を図るため、関係者間で情報交換と支援方法を協議できる場として、大竹市要保護児童対策地域協議会を設置しております。こども家庭センター、学校、保育所、社会福祉協議会など、子供に関わる多くの機関で組織され、気になる家庭の情報を共有できる仕組みとなっております。

委員が挙げられたケースの例では、所属している学校や保育所、あと、ショートステイなどのサービス計画を作成する事業所などから情報発信をされることが考えられるかと思えます。情報が入れば福祉課の家庭相談員などが家庭訪問するなどして、適切な対応や支援を行ってまいります。

もし、事業所で虐待があるという通報があれば、障害者の虐待防止法に基づきまして、管轄する広島県なり本市なりが指導に入ることになるかと思えます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 その今のお話っていうのは、どれぐらい前から組織化されているんでしょうか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 大竹市要保護児童対策地域協議会は、平成16年から児童福祉法の改正によって設置を、努力義務として法令で示されております。大竹市でいつ設置したかが、すみません、今すぐは出てきません。申し訳ありません。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 それをお聞きしたのは、今の幾つか出しました事例については、ここ本当に最近なのはこの1年ぐらい間ですけれども、この6、7年ぐらいの間での出来事ですので、やっぱりなかなかそれが県や市に届いてないのかなっていうのは感じましたが、なかなかそれはやっぱり密室だったりとか、特にグループホームなんかだと世話人が1人しかいないとかいうような感じで、密室での支援だったりしますので、なかなか難しいところはあるかも分かりませんが、できるだけそういう現場の何か把握ができるような、もう少し体制づくりとかを、現場の声も聞きながら考えていただければと思います。

中途半端になりますので、終わります。

○賀屋委員長 あとありますけど、2回目です。

続きまして、西村委員のほうから2件ほどあります。

○西村委員 私はこのたびの民生費の社会福祉総務費の予算で、職員が大変苦勞されて組み立てられとる中で、2点ほど御質問をさせていただきたいと思えます。

1点、2点まとめて申し上げますと、71ページの地域見守り活動事業の委託料でございます。

それから関連をしますので併せて申し上げますと、下側にあります地域福祉担い手育成事業、この2つの委託料について御質問をさせていただきます。

御承知のとおり、市内の高齢者も増えているわけではございませんが、高齢者が長生きをされて、だんだんと高齢者の数が増えとるわけでございまして、そうしたものについて、これからはいろんな面で負担が増えていくと思えます。これを行政側が支えていくためには、ここにあります地域見守り活動事業、約50万円ほど予算が組まれております。

そして、もう一つ申し上げました、地域福祉担い手育成事業、これは1,200万円のうち委託料が1,100万円含まれております。非常に金額が乖離しとる、これ関連がないのかもわかりませんが、そうした中で1つにはこの地域福祉担い手育成事業の委託料、重層的支援体制移行業務委託料とはどういうものなのか。私が知らないのかも分かりませんが、そ

のことと、そして、委託された委託費用が、その費用に見合う効果がどのように出てこの予算化がされたのかお尋ねしたいと思います。

併せて地域見守り活動事業の委託料、これは約50万円ほど組まれております。生活見守りサービス支援事業委託料の高齢化社会の中での地域の高齢者見守り費用、予算的には私は少ないのではないかと思います。市内の高齢者、高齢化率34%をもう既に超えております。そうした中で、こういうのが市域全体のこの見守りサービスというものがこの予算で賄えるか、その2点について御質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 それではまず、地域見守り活動事業のほうから御説明をさせていただきます。

予算の事業科目上、地域見守り活動事業ということに今なっておりますけれども、このページにございますのは、地域見守り活動全般を包含した予算ということではございませんで、ここにありますのはちゅピCOMさんのシステムを利用した、電源を入れたときであるとか、長い間つきっ放し、切れっ放しになっているときに、御家族の方にメールが届くシステムがございます。そのものの費用について委託料という形で計上させていただいているものでございます。

地域の高齢者を初めとした皆さんの見守りというところで言いますと、一般会計でないものもありますけれども、システムのなものとしてはこのほかに、見守りタグであるとか緊急通報システムといったものがございます。そういったところも含めると、費用的には400万円とかそういったところの事業費ということに、直接的になるかと思っております。

それから、直接的に経費が発生しているものではありませんけれども、いろんな企業とのいろんな見守りの連携協定の締結、今年度も予定を含めて3件予定をしております。全体で10件になる見込みです。

そういったものであるとか、あるいは地域のほうでの見守り、民生委員さんの声かけ、そういったものを含めて一体的な形でいろんなところでアプローチをしながら見守っていくということになるかと思っております。

それから次に、重層的支援体制移行業務委託料ですけれども、こちらについては、これまで行っておりました地域医療強化推進事業委託料という形になっておりましたけれども、国のほうで新しく事業が創設をされまして、令和4年度から重層的支援体制整備事業というものが始まるということになっております。その前の年、令和3年度についてはその準備期間ということになっております。

大きく目指す方向性としては、地域共生社会の実現というところでありますので、大きな部分では方向性は一緒なんだろうと思いますが、これまでは地域力の強化ということで、拠点づくりであったり担い手を育成したりというところの土壌づくりのようなところにスポットが当たっていたところを、今度は様々な高齢者とか障害とか子供とか、いろんな各分野の枠を超えて一体的に支援ができる実際の体制、実際の仕組みをつくりなさいというところに、一歩先に進んだと理解をしております。

本市の場合はその準備事業、令和3年度に行わなければならないということですので、そこに向けて、今までと同じような形で社会福祉協議会に委託をするという形で検討していくということで、計上させていただいたものであります。

終わります。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございました。

これから国の施策の一つで、高齢者を見守ったり、あるいはまた地域福祉の担い手育成事業者の養成もあるんですが、社会福祉協議会とやられるのは非常にいいことなんですが、むしろ行政側にもそれらに対応する部署の育成とか、そういうお考えはありませんか。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 ありがとうございます。

健康福祉の分野、いろいろと制度も変わっていくというのもありますし、だんだん複雑化してきているというのが現実だろうと思います。この重層的も含めていろんなところの対応を求められてきていますので、令和3年度において一体どういう形で、行政サイドの組織もどういうものがあるかというのは、併せて検討してまいりたいと思っております。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございました。

最後になりますが、地域見守り活動事業で委託料とは別個として、現在、市内では、自治会の会長が地域の高齢者を見守っています。私も個人的に、私の近所の3名のお年寄りを見ているんですが、なかなかプライバシーのことがありまして、皆さんにそれぞれ言えないんですよ。だから近所の人にそれとなく声かけをして、何か異常があったら知らせてくださいということなんですが、そういう面でこれからますます市内も、私もそのうちの1人かもわかりませんが、そういう高齢社会に入っていくわけですので、せっかくこういう予算を組むんでしたら、今回令和3年度の予算ですが、令和4年、令和5年に向けて増えるような予算組みをお願いをして、終わります。

○賀屋委員長 それでは網谷委員、お願いします。

網谷委員。

○網谷委員 概要のほうで、23ページですか。高齢者離島対策事業（介護サービス利用支援事業）です。これは高齢者離島対策事業ということなので、高齢者といいますと、定義とすれば65歳以上になるんですかね。ということは65歳未満の方はこれに該当しないと解釈できるんですが、そうなんですかね。そこを教えてください。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 高齢者離島対策事業の対象者ですけれども、高齢者に対する支援ということで言いますと70歳以上の方が対象ということで、その方にフェリーの利用券を年間48枚、交付しているということです。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 これは、一般的な定義とは違うんですね。フェリーの利用券の関係になるんですよね。48枚ですかいいね。

それで付き添う介護人ですよ。こちらの方も一応病院行ったり施設に行ったりすると思うんですが、そのとき介護人を助成できるということになつとるんですか。これはその施設とかそういうところの職員でなくても、家族でもオーケーということなんですか。わかりました。

ということは何ですか、完全な70歳以上のフェリーの利用券が助成されている方だけの対象と解釈できるんですか。そういうことなんですか。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 すみません。説明が不足しておりましたが、この高齢者離島対策事業、大きく2つの事業から構成をされています。

1つは先ほど申し上げた70歳以上の方、それからもう一つは介護サービスを利用されるときのフェリー代ということで、島のほうからこちらへ来られる場合もあるでしょうし、事業所の方が島へ渡ってサービスを提供するという場合がありますが、そういったときのフェリー代を助成するという事業でございます。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 ということは、70歳未満は対象でないということですよ。フェリーの利用券はもろうてないですからね。そういうことでよろしいんですかね。そこだけ確認しておきます。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 高齢者のほうの事業については70歳以上、介護のほうにつきましては年齢制限は特にございませんで、もし70歳未満であってもサービスを使われる場合は対象になります。介護のほうはですね。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 よくわからないんですがね。要するに、70歳以上しかフェリーの利用券は配ってないですよ。70歳未満の方はフェリーの利用券がないわけですよ。ということは、そういう介護が必要な方でも、島のほうからこちらに介助人を擁して通院する場合は、本人が70歳未満の方はフェリーの利用券は交付されないということなんですか。そこだけ。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 もう一度申し上げます。この事業、大きく対象の方が2種類いらっしゃいます。1つは70歳以上の方です。この方には年間48枚を上限に、フェリーの利用券をお渡ししています。それから2つ目として、介護の認定者、認定を受けた方が介護サービスを使われるときに利用できるフェリー代を助成しているということです。

この介護のほうは、事前にフェリーの利用券をお渡ししているのではなくて、一旦立て替えていただいたものを後からお返しするというような制度の設計になっていますので、チケットはお渡しはしていませんが、70歳未満の方もあり得るということで御理解いただけたらと思います。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 もう一回、それじゃ私の解釈が悪かったです。要するに、介護の方は認定を受けている方という意味ですか。どうもすみません。ありがとうございます。それなら私は、

介護人だけがあれをいただいて、本人は駄目なんかなと思ったり、勘違いしました。ありがとうございます。

それから次の未就学児等離島対策事業です。これは未就学児、括弧で2人以上になつてゐるんですがね、2人以上の未就学児がいる世帯の保護者を対象とするフェリー代助成ということなんですが、これは1歳未満は最初から無料ですよ。1歳以上から就学までが、子供料金になるんですかね、今の状態では。

それがこの制度が始まると、1歳以上の子供料金も要らなくなるということで、助成をされるということと、それから保護者の方も対象になつてゐることと、これ保護者の方は夫婦としてもいいんですか。保護者の場合1人という解釈になるんですか。

それから子供が2人以上となつてゐるんですが、未就学児2人以上の場合というのは、これは2人でも3人でも対象となると解釈してよろしいんですかね。お願いします。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 未就学児等離島対策事業は、高齢者の移動支援助成金や障害者助成支援事業と同様に、未就学児世帯へフェリー代を助成する事業で、令和3年度より始めさせていただきます。

1人目の未就学児のほうは阿多田島汽船で運賃が無料となっておりますので、2人目の未就学児と、未就学児のいる保護者の方が対象となります。3人目の子供も同様に支援いたします。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 よくわかりました。ありがとうございます。

しっかり御支援、この制度のほうもよろしくお願いいたします。

終わります。

○賀屋委員長 続きまして、寺岡委員。

○寺岡委員 通告してありますように、87ページの私立保育所委託事業の、私立保育所等整備補助金というところで、1年後、4月に開設予定ということで事業が進んでいると思いますし、この1年間いろいろ準備もしていけるんだろうと思いますが、中の施設についてはいろいろ法律とかもあると思いますから、少しずつ説明もいただきながらということになると思うんですが、周りですよ。保護者さんの送迎もしくはスクールバスの送迎があるのか、こども園のバスがあるのか分かりませんが、こども園に着くまでの道が、一方通行が周りにあったり細い部分があったり、混乱をするんじゃないかなと思うんですが、安全な登園の動線についてどのようにお考えなのか、令和3年度入る前に確認しておきたいんですけど。

○賀屋委員長 課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 施設の予定地の前の道路は、狭い上に両側通行となっております。市としても朝夕の送迎時の渋滞や安全性の対策については強く法人のほうに申し入れておまして、法人もその辺の対応を既に考えられておまして、法人の考えとしては、送迎により施設に来るときは北側の道路から園に入ってもらい、出るときは来た道

ではなく、必ず反対の南側に出てもらふことを、開園前の説明会とか書面にて、保護者の方に周知・指導を徹底していくということを伺っております。

ちなみに現在、廿日市市の園においても同じように施設の前の道が狭いので、送迎について保護者をお願いを徹底されております。

また、開園前には送迎時間帯に合わせて、他の車の行き来の現地調査を行うなどの対応をするということを伺っております。

以上でございます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。比較的細かいところまでは提案というか、お考えはあるみたいなんですけど、新しく考えられているところ、今、航空写真を見よるんですけどね、今の、新しく建てられる予定のところのもそうなんですけど、ゆめマートとさかえ公園の間とか、かなり交通量が多い。あの辺はゾーン30でしたっけ、あれのアピールをしっかりとされているんですけども、その海側、さかえ公園側ってまだそこまで強く地面に書いたりとかって、してなかったような気がするんです。そういうようなのとかも警察と連携取りながら進めてもらいたいですし、北側から入って南側から出るにしても、出るところは2カ所、両方とも住民の方々が散歩するコースでもありますし、さっき言ったようなゆめマートのほうは交通量が多いと。カーブミラーもありますけど、時間帯によってはかなり危険だと思うんですけどね。

道路の改良とか、福祉のほうとしては何かあったらいいのになというイメージはお持ちないですかね。

○賀屋委員長 丸茂課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 つい最近公立保育所、私立保育所にしましても、園外保育、遠足とか行くときに危険箇所の点検というのをやっております、その際は、大竹市の土木課のほうに協議をしながら、改善等をさせていただいております。

今回、地域の自治会の役員会でも法人のほうの説明をさせていただいた際に、やっぱり道路事情等の心配する意見があったということでございますので、来年度に向けてどのような改善方法ができるかというのを、また法人、自治会等に話をしまして、市としても可能な範囲で協力させていただきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 危機感は持っていただいていると思います。

車に限らず自転車で送迎の親子もおられると思うんですよね。自転車、車という離合となるとまた大変なことにもなるし、雨でも降っていたらさらに大混乱、冬の夜なんか大ごとになると思います。結構慎重に考えていかれたほうがいいんじゃないかと思います。

あと、児童福祉の見地で、今日は後ろのほうに建設部長もいらっしゃいますし、しっかり現場の立場としてのお考えというのをお伝えさせていただきたいと思います。建設部は建設部でしっかり考えてくれるとは思いますが、やっぱり生の声をしっかり届けていただきたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

終わります。

○賀屋委員長 続いて、日域委員。

○日域委員 70ページですね。民生委員・児童委員活動支援事業なんて、ずらずらっとありますけれども、民生委員とか児童委員とか、本来のお仕事はもちろんあると思いますけれども、意外といろんなことをされているケースがあるんですけれども、さっきの歯医者さんのケースですけれども、保育士の常駐している歯医者って最近できましたよね。それでその話をしていているときに、それとは別に、小さい子供がいると歯科医にかかること自体大変らしいですね。そうですね、自分に小さい子供がいたらですよ。

お母さん御本人が歯科にかかるときに、子供はある種邪魔なわけですよ。そこへ行ってサポートしてくれるようなことをやってるという話を聞いたんですけれども、それってこういう、大竹市という行政と関わっている話なのか、それとも全然それじゃなくて、全く独自にやっていることなのかどうかというのを思いつきまして、お尋ねしてみたいと思うんですけれども。分かればお答えください。

○賀屋委員長 丸茂課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 恐らくその事業についてはオレンジクラブさんという、主任児童委員が集まって育児支援等をやられている事業だと思います。これについては市のほうは全く補助等をしておらずに、大竹市が今進めているファミリーサポートセンターが、2人体制でやっているっていうのは聞いていますので、ファミリーサポートセンターとはかぶるような形の事業をされているということを聞いております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ああいうものって、利用者はそれなりの金銭負担をするんですかね。それで、ということは、行政と全く関係がないということは、特にもうかつたりはしないかもしれませんが、要するに医師の個人事業ですよ。見方から言えば、お客さんからお金をもらってサービスを提供している。

そして、その金銭はなしにしても、そういうことをやっている方がいますよというようなことは、市のほうが側面から何かPR的なものをされているっていうことはあるんですか。

○賀屋委員長 丸茂課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 市役所以外、法人がやられている事業につきましては、保健医療課のほうで毎年、こんにちは赤ちゃん事業でしたかね。そういった大竹市の子供に関する事業等一覧を載せた冊子等を配布しておりまして、その民間事業者さんがやっている事業も紹介してもらっています。

以上です。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 それでは1回目の質疑を終結いたします。

続いて、2回目の質疑に入ります。

1回目の質疑の途中で終わっておりますけれども、原田委員のほうからあと3件ほど残っているかと思っておりますけれども。

原田委員。

○原田委員 先ほどの続きなんですけれども、73ページになります。障害者支援事業のところでお伺いしたいんですけれども、資料を見せていただいて、大竹市外の放課後等デイサービスを利用されている方っていうのがたくさんいらっしゃるんだっていうのは、数字で改めて分かりまして、旧大野町あたりですと、玖波地区のあたりからですと、そんなに遠い場所ではないかなとは思っておりますけれども、これを他市の放課後等デイサービスを利用されている方の、その理由というのは、アンケートか何かで把握のほうはされているのでしょうか。

○賀屋委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 今年度、障害者基本計画を作成するに当たり実施したアンケートで、今回から新たに放課後等デイサービスの利用についてお聞きいたしました。市内の事業所を利用する方が約51%で、市外を利用する方が約13%という数字になっております。

ただ、市外の事業所を利用する方へ、その理由についてお聞きしているという設問はないのですが、別の設問で、放課後等デイサービスに希望することという設問を設けております。その設問の回答で最も多かったのが、状態に応じた療育プログラムが受けられることを希望すると回答した方が最も多く、市内・市外を問わず、その障害の特性に合った事業所を選択し、利用していることがうかがわれるかと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 理由としてはそのようなことなのかなとは感じました。前に一般質問のほうでさせてもらったんですけど、大竹市のほうでもう一つぐらいは事業所があったほうがいいんじゃないかという話をさせてもらったんですけど、何か一つ増えるのかな。増えるというか拡大、何ていうかな。

ただ、学校とかと違って、それぞれやはりデイサービスには特長があったりとか、子供さん、先ほどのアンケートにありました特性であるとか、そういうものをきちっとそれに合ったプログラムを設定しているところがありますので、市内であれ市外であれ、そういうふうが一番親御さんが見て、一番いいなと思うところを利用されているというのは本当に、それは非常によいことだなと感じました。この問題につきましてもなかなか難しいので、これぐらいにさせてもらいます。

続きまして、77ページの敬老会行事委託料について、お伺いしたいと思います。

令和元年度の決算のときにも私は何か聞いたような記憶があるんですけれども、この予算の約768万円っていうのは、これは多分対象人数が増えたのかなと思うんですが、1人当たり幾らで、それで計算されているのじゃないかなと思われるんですが、そのあたりお聞きしたいのと、これはもう前に質問したことがあるのかも分かりませんが、現金であるとかそういうものを支給している自治体なんかもあるようでございまして、今後、時代の変化とともに、例えば我々が高齢者、私は50代ですけれども、40代とか50代の方がこれか

らそういう年齢になりまして、じゃあ敬老会があります。敬老会でこういうものを配布しますとか配りますとかっていうようなときに、また少し時代とともにその敬老会のあり方も変わっていくんじゃないかなと感じているところなんですけど、まだそういう議論するのは早いかわかりませんが、そういう何か敬老会について見直しであるとか、もっと金額を増やして元気な高齢者に対して敬意を払う意味でも、何かほかのことを、こういうことをやったらどうだろうかという、もし何か案がありましたらお聞かせください。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 敬老会についてです。

まず、予算的な部分ですけれども、この対象は毎年度12月末までに75歳に達する方が対象になっております。1人当たりの委託料の積算単価としては、1人当たり1,400円ということですが。令和3年度については5,405人を見込んで予算を計上させていただいております。増額分につきましては、委員がおっしゃいましたとおり人数が増えているということで、八十数名分増えたというところでの増額ということでございます。

それから今後の敬老会のあり方ということですが、基本的には各地区それぞれで創意工夫をしていただいて、皆さんのお祝いごとですので、いいやり方を選んでもらったらと思っております。

金額的にも先ほど申し上げたような単価でございますので、人数も、今後10年ぐらいはまた1,000人ぐらい増えていくと見込んでますので、なかなか費用的な部分を上げていくというのは、今の状況はなかなか厳しいと思っております。

現金がいいかどうかということもあるんでしょうけれども、1,400円というところでもありますので、もちろん各地区でそれぞれ工夫していただけたらいいと思いますが、交流の場ということにも、重きを置いてやっていただくのがいいのかなと思っております。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。まだ時期尚早な感もありますので、10年先とか20年先にはまた何か敬老会というものは形を変えているのではないかなと想像しますので、少しずつ、何かいろんな案が出たらそれがいい方向に向くように支援していただければと思います。

それでは続いて、90ページ。正確には91ページになるんですけど、90ページの子育て支援センター（立戸）運営管理事業の中で、91ページに諸備品が約717万円とあるんですが、これは何を購入する予定の費用なのでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 丸茂課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 717万5,000円の内訳でございます。現在、立戸地区にある子育て支援センターどんぐりHOUSEのパソコン購入費用として17万5,000円、それと現在建設中の（仮称）おがたこども園の子育て支援施設用の備品購入費として700万円の、合計717万5,000円を予算計上しております。

（仮称）おがたこども園の子育て支援施設用の備品購入費の内訳としては、子育て支援ルーム内の室内遊具、幼児用マット、棚、親子ラウンジ内の机や棚、遊具の購入を予定しております。

以上でございます。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

私は詳しくないんですが、幼稚園とか保育園とかこども園とかで利用する遊具は、特定の業者から購入するのか、自分たちで業者を探して購入、選んで購入するのか、そういう専門の業者があるのかよくわからないので、お聞かせください。

○賀屋委員長 丸茂課長補佐。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 購入する業者については、市のほうに登録されております保育遊具等の取り扱いの業者のリストから選定させていただきます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

それでは申し訳ないんですが、通告をしていなかったもので、わかる範囲で結構なんですが、71ページ。先ほども出たんですが、生活見守りサービス支援事業委託料についてなんですけれども、これは先ほどありましたちゅピCOMのケーブルテレビの通信網を活用した見守りサービスのことだと思うんですが、この事業の実施要綱の第3条第1項と第2項を見ると、対象者というのは限定されるような気がするんですが、もし数字がわかっているならばお願いします。大体の数字でも構いませんので、お願いいたします。

○賀屋委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 対象者というのは使われている方のということですか。可能性ということですか。少しお待ちください。

○賀屋委員長 これはちゅピCOMに加入している世帯の中での対象という考え方でいいんですか。

地域介護課長。

○山田地域介護課長 実際というか、最大値というか、そういう意味でのということですね。

まず、65歳以上ということですので、正確な数字ではありませんが、令和2年度で言うと9,400人ぐらいいらっしゃるかと。

それからもう一つが、要介護3以上の方ということですので、470人ぐらいになるのかなと思います。すみません。手計算なので、もし訂正があったら申し訳ございません。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 急に質問して申し訳ございませんでした。大体の数字がわかりました。大体1万人ぐらいかなと思います。

ちなみにこのサービスそのものにどうかということじゃないんですが、いろいろ皆さん、気軽に皆さんが利用できるというものでもないのかなという気がしまして、それで今、見守りそのものは民間のいろんな業者とか事業者とかがいろいろ、デジタルだったりアナログだったりとかでされていると思うんですが、これだけたくさんの方の人数もいらっしゃるし、いろいろな方々の協力を求めて、行政としても何かコラボできるものはコラボするとか、このちゅピCOMだけに限らず、高齢者の見守りというのは様々あるような気がする

るんですけども、今何か、このようなことを考えているとか、行政独自の見守り支援でも構わないんですけど、何か考えているものとか想定されているものがありましたら教えていただきたいと思います。

○賀屋委員長 元田地域支援係長。

○元田地域支援係長 地域の見守り、どのようなものがあるかということだったかと思うんですけども、今、社会福祉協議会がやられている地域サロンっていうものがございます。恐らく60カ所以上あると思います。あと、大竹市の地域支援係のほうでやっているいろんな地域の運動教室だとか、そういったようなものがグループさんが大体27カ所ぐらいございます。そして、おなじみのといいますか、少しずつ知っていただけているかと思うんですけども、いきいき百歳体操のほうが今年度5カ所増えまして、24カ所となっています。

地域の見守りっていう中では、やっぱりふだん御自分がいろんな地域の活動をされている中で、私たちがすごく感じているのが、少し最近御様子が、元気がないですねとか、同じものをいつも買い物して帰っておられるねとか、少し変化に気づいていただけている意味では、すごくそれが地域の見守りになっている。体調が悪いんだっていうふうな声があれば、代わりに一緒に買い物してきてあげるよとか、そういったものも見守りなのかなと、そういうものがすごく大事だなと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 そうですね。顔が見えるというか、アナログでのそういう見守りっていうのはすごく大切だと思います。やっぱりそれがデジタルでは機械化されているので、お元気かお元気じゃないかだけしか見られないところがありますから、そういうアナログでの支援というのは本当にぜひ続けてもらいたいと思いますし、我々も決してその行政に全てお任せするわけではなくて、やはりいろいろプライバシーの問題とかもありますけれども、昔のようになかなか御近所付き合いというのは難しいかも分かりませんが、できる限り声をかけたりとか、そういうコミュニケーションというのを取りながらやっていくべきなのかなと感じます。

こういうサービスがあるのはいいと思いますし、今のような形で地道な活動というのが大事だと思います。だからなかなかそういうプライバシーの問題とかで立ち入れない部分とかもありますので、今後、ちゅピCOMだけではなくて、何かデジタルの形というサービスも広げていく、これから広がっていくか、行政が絡むか絡まないかわかりませんが、民間のほうでそういうものを行っている、業者もあるんじゃないかと思うので、何か本市のほうでコラボして、いい支援ができるというものがあれば、ぜひ取り入れてもらいたいかなと思います。

以上です。

○賀屋委員長 2回目でございますけど、他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結します。

続いて、3回目の質疑を行います。

質疑はございませんか。

原田委員。

○原田委員 すみません、通告をしてなかったんですが、簡単にお聞きしたいと思います。

71ページ、生活困窮者自立支援事業委託料と、住居確保給付金について簡単にお伺いしたいと思います。

令和元年度の決算の説明の中で、この相談者の年齢が65歳以上が21件で、それから50歳代、40歳代合わせて13件、それから相談の内容が、収入がなくなるとかというのが33件で、それ以外にも病気とか健康とかってというのが16件、それ以外にもいろいろあったと思うんですけども、この相談者の数というのは新型コロナウイルスの影響で、人数は構いませんので、増えているのか、それから40代、50代っていう方がいらっしゃったので、たしか就労支援についてはそこまで補助のような形のやり方だったような気がするんですが、何かそういう方が就労につながったケースというのは、何か報告がありますでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 藤本課長補佐。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 生活困窮者自立支援事業の関係での御質問ということですが、相談数に関しましては、ごめんなさい、数値を今持ち合わせてないんですけども、令和元年度よりも少し増えております。ただ、それが新型コロナウイルスの影響によるものかどうかというのが定かではない、実際に深く理由まで記したものがこちらに報告がされてきませんので、ただ、数字でしか判断ができませんので、多少増えております。

それとあと1点、こちらの生活困窮者自立支援事業における就労支援というのが、就労準備支援の事業になりまして、しばらくというか全く仕事をしていなかったとか、そういった方々に対する就労のためのきっかけづくりみたいなのところもありますので、実際に完璧に就労につながったとか、そういった事例っていうのが本当に少ないものではあります。

ただ、そういったことをきっかけに社会に一步踏み出すとか、そういったことについては実際に少しずつできるようになってきておりますので、そういったところでは意味のある事業だと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 最後に、住居確保給付金についてなんですけれども、申請項目はたしか4項目ありまして、それを全部クリアしなければこの給付金を受けられないというような内容だったと思うんですが、大都市と違って地方の小さな町だと、それほど数はないのかなと思うんですが、現状とそれからこの先増えていくのかどうなのか、そのあたりの分析っていうのはされているんでしょうか。

○賀屋委員長 藤本課長補佐。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 住居確保給付金なんですけれども、令和元年度申請の実数はゼロでした。令和2年度になりまして、実際の申請者数で言ったら、ごめんなさい、細かい数字は、こちらも手持ちにございません。8名から9名だったと覚えております。

その方が政府のこの今の新型コロナウイルスの現状の中で、支給要件、申請要件のほうも多少緩和をされておりまして、今までできなかった例えば求職活動、ハローワークへの登録だとかそういったことが必須ではなくなったりとか、そういったこともありますので、申請のほうは少し増えてきております。

最大で9カ月、3カ月スパンでの申請、再申請という形にはなるんですけども、こちらのほうが今年度に限りもう一回、12カ月まで再延長は可能となっております。その後の状況に関しましては、政府のほうから情報というのが、こちらにまだ下りてきておりません。ですので、今年度3月末をもって申請の期限を迎えることにはなっております。

それと、申請の要件に関しても戻すような通知も出てきておりますので、今後に関して申請がまた増えるのか減ってくるのか現状維持なのか、見通しがわからない状態です。

すみません、以上です。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 以上で、3回目の質疑を終結をいたします。

以上で、第3款民生費の質疑を終結をいたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩をいたします。

再開は15時35分、10分間の休憩をいたします。

次は、総務費から入ります。

15時24分 休憩

15時35分 再開

○賀屋委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2款総務費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

通告書が出ておりますので、順番にお願いします。

まず、小中委員。

○小中委員 2点質問させていただきたいと思います。

これは以前何か説明を受けたような気もしますが、新規事業ということで、おさらいの意味もありまして、もう一度お伺いしたいと思います。

防犯対策事業で防犯カメラを設置とありますが、380万円で何カ所に設置を予定されているのでしょうか。

それと380万円のうち、342万円が再編交付金が充当されていますが、これは何らかの意図があつてのことでしょうか。

もう一点、この防犯カメラ設置というのは、後年度も継続して行う予定なのでしょうか。この3点、よろしくお願いします。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 自治振興係長の川村です。よろしく申し上げます。

防犯カメラの設置箇所でございますけれども、昨年、大竹警察署長から、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラの増設の要望がございました。

市内の犯罪情勢などに応じて、特に人や車の流れが多い箇所、あと通学路などで犯罪発生の抑止や逃走経路の要所と考えられる場所、そういったことで、今のところ6カ所程度で考えております。

そして次の、後年度も継続する予定かということでございますけれども、今回で要望のあった必要な箇所には設置できると、現時点では考えております。町や人の流れの変化、犯罪発生状況に応じて、警察署、防犯連合会などと協議して、今後、新たに設置あるいは移設などを行う必要があるということになれば、またその可能性はありますけれども、流動的な要件が多いことございますので、現時点では計画的に設置を考えているところではございません。

以上です。

○賀屋委員長 建石主幹。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 事業費380万円に対して再編交付金を342万円充当していることについてです。毎年度、再編交付金、年度当初に防衛省のほうから内示額という全体の額が来ます。それを受けまして、大竹市が再編交付金事業として予定しております各部署が交付申請を中国四国防衛局のほうに行いまして、それぞれ事業ごとに交付決定を受けまして、そこから事業の着手という形になります。

仮にこれ、380万円満額に充当するという方法もあるんですが、どうしても入札残等で執行残が生じます。その場合に、一旦防衛省から交付決定というのを受けておりますので、それを下回るということになりますと、再度の変更交付申請等の事務的な手間というか、そういったものが生じます。そういったことをできるだけなくせないかなということがありますので、予算上は9割部分を再編交付金を充当するという形で予算組みを行っております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 どうもありがとうございました。

取りあえずその防犯カメラの設置は今年度は6カ所で、来年度は今のところ行う予定はないというような話ですが、警察との相談というようなお話でしたが、そういう警察だけじゃなくて、例えば住民から設置要望があった場合は、どのように対処されるのでしょうか。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 現時点で、住民の皆様からここに設置をしてほしいという御要望は聞いてはいたところでございますけれども、今後そのようなことがありましたらお話をさせていただいて、関係する機関のほうにも相談をさせていただこうかと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 防犯カメラというのはやっぱり個人的には少しでも多いほうがいいように思います。だから住民からの要望や、これはまずいというような事案が察知された時点で、早

期に対応をお願いしたいと思います。

次は、予算書の53ページにあります、協働のまちづくり推進事業についてお伺いしたいと思います。

この協働のまちづくり推進事業で、市民活動団体が地域の課題を見つけてそれを解決しようとする活動に対する助成をするというようなことが概要に書いてありますが、これまで具体的にどういう活動への助成が多かったかということと、当然その助成に当たっては申請者にどういうことをやるということを書いてもらうんでしょうが、例えば1年なら1年後にどういう活動をしたという活動報告書を提出してもらうなどのチェックは十分にできているんでしょうか。その2点をお伺いします。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 すみません。市民活動助成金につきまして、これまで過去にはごみ減量とか、子育て支援、それから救急救命の講習会、ストーンアートとか、地区の見守り、手作りマスクなどの様々な活動を支援してまいりました。

内容は、市民活動団体が地域の課題を解決するために提案実施する事業が助成対象ということでございます。

実際には、1年活動していただいたら、こういった活動をしましたという報告書を出していただいて、その内容等は確認させていただいているところでございます。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。

今聞く限り、市民活動助成金は多岐にわたるようでございます。これからも市民のそういった活動を積極的に支援していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○賀屋委員長 続きまして、原田委員。

○原田委員 それでは通告にしたがって質問させていただくんですが、4つ通告したんですが、2つに絞って質問させていただきたいと思います。

まず、55ページの玖波駅西口駅舎維持管理事業というところなんですが、通告のほうで私は勘違いしている部分があって、関係ない記述をしているところがありますので、それは飛ばしまして、管理運営業務委託料について、令和2年度と比べて委託料が増額しているんですけども、この契約はどのようになっているのでしょうか。毎年この契約は交わされるのか、何年かごとなのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 玖波駅西口駅舎維持管理事業の管理運営業務委託料についてということでお答えさせていただきます。

こちらの西口の駅舎のほうは、JR西日本広島メンテックという事業者のほうに、駅舎の集改札業務とか、そちらの駅舎の管理業務とかやっただいております。毎年契約を交わさせていただいておるんですけども、駅員の人件費が年々どうしても上がってまいりますので、委託料のほうはどうしても少し増えております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

西口が開業当初にどれぐらい乗降客があるかという見込みを立てられてたと思うんですけども、その後この乗降客数の推移というのがどのようになっているのか、わかれば教えてください。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 西口の乗降客数の見込みと、推移ということで、玖波駅につきましては西口駅舎ができたことで、従来あった駅舎のほうで東口になるということで、西口ができましたら一定程度の乗降客数が流れる。そして、さらにはその周辺の開発によりまして、JRの利用が進めばと考えていたのではないかと思います、正確にこのぐらい西口で見込まれるといったところまで、すみません、私のほうで把握しておりません。

西口の乗降客数については、供用開始した平成27年度の9月からにはなるんですけども、平成29年度までは右肩上がりが増えてまいりました。しかしながら、平成30年度から減少傾向にあり、令和元年度の入場数約21万3,000人、出場数が約16万人というところまでございました。今年度は新型コロナウイルスの影響でさらに少なくなる見込みがございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 開業当初は非常に玖波駅周辺の活性化とか、すごく期待されてたと思います。

これからももちろん期待されてないわけではないと思いますので、さらに駅周辺の活性化ができるように、何か私たちも考えなくてはいけないなどは思っているところではありますけれども、人口減少に伴って、これは活性化とか活性化じゃないとかではなくて、人口減少に伴って、やっぱり次第に駅、西口だけじゃなくて駅そのものを利用する方っていうのは年々減っていくのではないかと思いますので、そうなったときにやはり維持管理費というのが非常に大きな負担になるんじゃないかと。特に、今おっしゃられたように人件費が大きな負担になるのではないかなと感じてはいるところでありまして、その当初の契約がどのようなものだったのかわかりませんが、私個人としてはあまりその駅員を、今大竹駅なんかでも10時で帰られると思うんですけども、朝もあまり早い時間、始発の時間からはいらっしゃらないので、インターホンが宮島口駅だったかにつながると思うんですけど、そちらのほうで対応してもらっているというような状態で、いろいろその防犯とか駅のいろんな危険であったりとか、それから電車の遅れであったりとか、そういうものが十分に大竹駅なんかでも対応し切れてないかなというところがありますが、そのあたりはどうしても、従来どおり朝から夜までずっと人を置くというのが、なかなか難しいんだと思います。

やっぱり玖波駅西口に関しても、本来はある程度の時間は駅員にいてもらいたいという思いはあるのですが、やはりだんだんその乗降客数が減ってきたりとかそういうことを考

えると、管理であるとか集札であるとかっていう時間を、もう少し短く限って致し方ないかなと思うんですが、そのあたり人件費の削減とか抑制は契約上なかなか難しいのでしょうか、お願いいたします。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 実際にはその辺は相手がございますので、相手と協議をして、市のほうも負担がないように、かといってサービスのほうが著しく低下をしないようにという観点で話をさせていただけたらと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 そうですね。大竹駅でもかなり、朝と夜いないだけでも結構不便に感じてらっしゃる市民の方、私も含めてですけども、たくさんいらっしゃると思いますので、やっぱり何かあったときに、インターホンでつながる宮島口駅の方にもすぐに動いてくれるわけではありませんので、そういう面で駅員がいらっしゃるというのは大変ありがたいんですが、そのあたり契約のこともありますので、できる限り、なかなか難しいですよ、サービスの低下とそれから人件費というのはかなり難しい問題ではありますけれども、何かこれから考えていく中で、少しこの委託料を、維持管理のお金を少し減らせる方向の、何かいい案があれば少しでもその方向に行けたらなと思っております。すぐに解決する問題じゃないと思いますので、この問題はこれぐらいでとどめておきます。

続きまして、54ページの地域公共交通整備事業についてお伺いいたします。

通告をしているんですけども、それからその前に資料の提供ありがとうございました。意外と、もっと市の職員の方が、こいこいバスを利用されて通勤されているのかなと思ったんですけども、あまり、夕方の時間帯とか私もたまに利用するんですけども、あまりお見かけしないなと思ってましたが、少ないのにびっくりしました。

自家用車等を利用して、これは私、交通費のことはよく分からないんですが、大竹駅や玖波駅周辺から市役所までは2キロメートルから3キロメートルになると思うんですけど、私は、どういう単位で交通費が支給されているのか分からないんですけど、大体あのあたりから車で来られる場合っていうのはどれぐらいの交通費というのが支給されているのでしょうか。教えてください、お願いいたします。

○賀屋委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは通勤手当の関係でお答えいたします。自家用車の場合ですと、通勤距離によって金額が定められております。例えば片道2キロメートル以上4キロメートル未満であれば、月額2,400円。4キロメートル以上7キロメートル未満でありましたら4,100円とか、それ以上は距離によって金額が定められております。玖波駅から大体本庁までですと2キロメートルぐらい、大竹駅でしたら2キロメートル半ぐらいあると思います。その場合は月額2,400円ということでございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 そうすると自家用車で通っていただくほうが、こいこいバスの定期を利用する

よりは安いということですね。でもせっかくこういうものがあるので、利用できる方は利用して、通勤手当が増えると思うんですけど、これは仮にこいこいバスを積極的に利用しようということで、市の職員の方で利用しやすい方に関して、その通勤手当の今の2,400円っていうものよりは多くなると思うんですけど、こいこいバスを利用してもらうということにおいて、そちらのほうにもし希望者があれば、今、1月でそれがもし可能であれば、そのこいこいバスをさらに乗降客が増えるんじゃないかと、利用が増えるんじゃないかと思うんですが、それはなかなか難しい問題なのでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 現在でも、職員がこいこいバスの通勤を希望するという場合でありましたら、通勤手当の額は増えてしまうということになるんですが、利用は推奨しているところでございます。

ただ、基本的に職員の通勤手段ですか。これは本人申請ということで、最短の経路、あるいは最も経済的かつ合理的な経路及び方法によって計算した額を支給するというところでございますので、通勤手当が増えてしまうというのは総務課としてもいかがなものかという思いはあるんですが、希望があればそういった方法も推奨していきたいと考えております。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ぜひ、まだまだ利用者数もだんだん増えてきてはいますし、すごく快適で乗り心地もいいですし、便利になってますので、できる限り利用できる方は市の職員の方も利用してもらえれば、さらにその数は増えるんじゃないかと思っておりますので、これからも推奨していただきたいと思っております。

続いて、そのこいこいバスのことなんですけれども、2回目をお願いします。

○賀屋委員長 続いては西村委員、お願いします。

○西村委員 それでは早速ではございますが、55ページ、地域公共交通整備事業の公共交通負担金等について御質問させていただきます。

地域公共交通整備事業で、従来からの約9,464万円、予算が上げられております。特にバス、タクシー、運行経費の負担やそれらに伴う費用等でございますが、最初に地域公共交通整備事業として地域から行政のほうに、公共交通に関わる相談はあるのかについてでございます。

2点目には、将来的に高齢化に伴う免許証返納者が増加していく中、中山間地域の住民や島嶼部の住民の生活基盤への本市の対応等でございますが、特に島嶼部については最近阿多田島汽船の新造船ができるという、阿多田島の住民が非常に喜ぶこともありますが、それらも当然これから10年、20年維持するための費用負担もかかるわけでございます。

そして、特に本市として、中長期的な取り組みがこれから求められてくると思っております。予算として公共交通負担金、補助及び交付金は今後増える中で、予算化していく方法としてではなく、違う方法で見直すことも必要ではないかと思っております。

私の個人的な意見ではございますが、そうした中で中山間地に居住している住民の公共交通の自主運営方法、これも一つの方法ではないかと思っております。数字的には年間四千三百

万円幾ら、坂上線バス、大竹・栗谷線バス、それからこいこいバス、玖波七丁目、八丁目のひまわりタクシー、あるいは御園台地区のあじさいタクシー、三ツ石地区乗合タクシー、栄ぐるりんタクシー、湯舟のりあいタクシー、8路線としては1路線当たり500万円ぐらいが割り振られておるんかと思いますが、これをずっと出しっ放しでいいのかということ考えたときに、やはり行政側から地域に自主運営、例えば一つの例ですが、年間500万円の補助を出すんでしたら、地域に10年間で5,000万円ですから。考えてみれば莫大な費用を投入するわけです。

むしろ地域の住民が自分たちで運営する10人乗りのバス2台でも、1,000万円はしません。それらを市が貸与して、地域の住民が住民自治で交代で運転していけば、料金は取らなくても運営はできるはずです。ただし、ここには大きな落とし穴があります。民間のバス会社が今、大竹・栗谷線、あるいは坂上線を走っております。これらを相手にして、本当に自主運営でやると、もしこのバスが撤退をされましたらどうするかという問題も出てきます。

大きな問題であります。県内23市町の中で、庄原市が今こういう自主運営方法に取り組んで、試験的にといいますか、そういうのをやられるようになってきております。近い将来必ず中山間地には公共交通が、民間は入ってこないようになるのではないかということから考えたら、やはり住民を巻き込んだ自主運営をするような予算化が必要ではないかと、私は思います。

今回はこの予算で出してますけれども、来年、再来年以降、もっと大竹市として中長期的な予算組みができればということをお願いをして、質問を終わります。よろしくお願いたします。

○賀屋委員長 何かありますでしょうか。

自治振興課長。

○外谷自治振興課長 まず1点目で、地域から公共交通に関わる相談は今のところあるのかということでございますけれども、現在のところ御園二丁目の自治会から、ここも高齢者が増えているということで、今までこいこいバスを利用しとったんだけど、なかなかそのこいこいバスまでも利用するのもしんどいということで、何か手だてがないかということで、乗合タクシーの相談は1件受けてございます。

現在のところ近隣であじさいタクシーとか、あと三ツ石地区乗合タクシーとかやっておりますので、そちらのほうとうまく連携してできないかということで、口頭ではありますけど持ちかけさせていただいて、内容的なものについてはまた地元のほうでよく協議していただいで運用できないかなというところまでの、お話はさせてはいただいているところであります。

それから今後の中長期的な展望ということで、いろいろ御意見、本当にありがとうございます。委員のほうは時々自治振興課のほうにも来ていただいて、いろいろ教えていただいでいるところではございますけれども、現在、大竹市地域公共交通網形成計画というのを策定して、これを基にして地域公共交通というのを運行しています。

その中で、実際やっぱり実態に合わないというケースも出てきますので、その際につき

ましては、効率化や利便性向上を図るために交通事業者と市が協議して、それで必要な改善については検討してまいりましょうということにしております。

実際にこの事業そのもの自体は、交通事業者と市だけではなくて、実際に利用していた方々の理解も必要と考えておりますので、実質的には三者でうまく連携しながら、持続可能な地域公共交通というのをやっていきたいと考えております。

その中で、今御提案いただいた内容について次の計画を策定する中で、また関係者の方と協議していくようになるかと思っておりますので、その一つの題材ということで考えさせていただきます。

以上です。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

決して今のバス路線、あるいはタクシー路線をなくそうということではなく、むしろこれらをうまく具合にジョイントして、市内全域を回れるような方法はできないかと。こいこいバス1つ取っても、急行はできないのかと。急行というのは、大竹駅から市役所とか広島西医療センター直行便ですよ。途中停まらないとか、何かそういう先ほど言われましたけど、利便性を高めることが1つ。

もう1つは、実は栄町は大竹市で一番人口が多いところです。当然あそこにタクシーを走らせてますけど、あまり私の調べた中では、利用頻度が高まりません。距離が広過ぎるんですよ。短くてさっと行けるところを、皆さん乗る。

それとは逆に、元町、本町、白石はどうかというたら、タクシーもバスも、ないことはないんですよ。坂上線バスが走っとります。ただ、停まるバス停がてんでばらばら。だからそういうこともやはり見直して、大竹市民が利用できる乗り物、公共交通。

確かに坂上の人も、大竹市に経済的な効果を与えていただけます。しかしながら利便性を考えないと、やはり最終的にはだんだんと高齢化は進んでいきます。午前中のときにも発言させてもらいましたが、やはり老人が増えるんじゃないんですよ。皆さんが健康で長生きをされる。だから当然ずっと車も乗るし、また、買い物その他病院も自分の足で行くんですが、最後はやはり誰かの手を借りなくてはいけない。これが公共交通の、私は本質だと思っております。

ぜひこの公共交通がきちっと回れるようなまちづくり、コンパクトなまちづくりができる、こういう大竹市を目指していきたいと思っております。

以上で質問を終わりますが、ぜひ御検討をお願いいたします。

○賀屋委員長 答弁よろしいですか。

それでは続きまして、網谷委員のほうから。

網谷委員。

○網谷委員 2点ほどお願いします。

まず、予算書の46ページですが、電子看板運用業務委託料なんですけど、これ毎年300万円ぐらい出とるんですよ。今回は76万4,000円ですか、かなり減ってるんですけどね、その理由を聞きたいんですけど、まず、私は前にも申しましたんですけど、この300万円前後い

つも出とったんですが、これ大竹駅前の中規模のところと、それから総合体育館のところ
に大きなテレビがありますよね。あのことですよ。

そこで私はどう考えても、300万円という数字が合うのかなと、思ってるんですがね。
今回76万4,000円で大幅に減額になっとるんですが、その辺の事情を教えてくださいな
と思います。

○賀屋委員長 どうぞ。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 企画財政課企画係長の富田です。

電子看板、デジタルサイネージの御質問かと思えます。

まず、設置場所は委員がおっしゃられるとおり、駅前の「みくらす」のところと総合市
民会館のところに設置しております。300万円につきましては、設置しているだけで300万
円というわけではなくて、そこで流す映像を編集していただいたりだとか、そういったと
ころのお金がかかっておりますので、月々25万円という形で、年間300万円近くという形
のお金を払ってきていたところでございます。

今回大幅な減額になっている理由につきましては、こちら運用業務につきましては、
こちら再編交付金を原資といたしまして、平成22年度に約10年分を見込んで基金を積み立
て、平成23年度から運用を開始してきたところでございます。

こちらのデジタルサイネージは、メディア中国のほうに運用業務を委託しまして、先ほ
どのように放送を流す、その放送を流すためのコンテンツの編集等も含めましての運用を
委託しましてやってまいりましたけれども、市としても広報など市民向けのコンテンツを
つくってきて、放送してきております。

ただ、令和2年度で当初予定の10年を経過したところでございます。設置から10年経過
しまして、機器等が古くなっていることもありまして、今年度中に委託業者とも協議を重
ねてまいりましたが、基金残高を使い切る令和3年6月までで、運用を一旦終了しよう
ということにしております。一旦終了しまして、7月以降に機器のほうは撤去する予定と
してしております。撤去して原状復帰という形になりますので、さらにさせていただくとい
うことになっております。

設置した機器のほうにつきましては、今後も活用できるものについては活用したいと考
えておりますので、モニターとかそういったものについてはこちら、市役所のほうで活用
等ができればと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 一応これは6月で終了ということによろしいんですか。そうじゃない。

○賀屋委員長 富田課長補佐。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 一旦3カ月分の予算を組ませていただいていると
ころでございます。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 一応3カ月分ということなんですが、特に「みくらす」ですが、あそこ全然見
えませんよね、見えます、天気の良い日やなんか。もう全然と言っていいぐらい見えませ

んよ。ということで、総合市民会館のほうもあんまり使うてるような雰囲気じゃないような気もするんですが、僕は前からそれこそ費用対効果で、これでよいのだろうかと思っておりました。そういうことで、私の意見を言わせてもらいました。

それでは次に、概要の18ページですね。地域公共交通整備事業（阿多田フェリー新船建造事業）ですが、この件に関して先日総務文教委員会のほうで質問させていただきましたので、あまり質問内容もないんですが、1つ、2つ聞いてみたいんですが、このたびの新造船建造ということなんですが、9,855万2,000円。これは船舶設計検討等業務委託料と、船舶建造監理業務委託料になっとるんですが、それで今回はもう今年度に委託料が9,000万円近くなっているんで、とんとん拍子で行きよるのは大変いいことなんですが、この船の建造とかいう場合も、やっぱり入札とかがあるんですかね。あれば教えてください。

あまり、そんなに頻繁に出るものじゃないと思いますんで、入札をするのか、もう指定したところに頼むのか、教えてください。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 一応これまでの御説明で、まず、今年度は航路改善協議会を立ち上げて、その中で航路改善計画を策定しますと。この策定は航路事業者の阿多田島汽船のほうでつくっていただくと。それに基づいて、今後の船について公設民営で行くことが望ましいというのが出れば、それに基づいて検討していきましょうということを回答させていただいています。

まだ、計画のほうは策定中ではあるんですけど、その中ではそういう方向で行きましようとしてますので、予算のほうは並行して、先に予算要求をさせていただいているところです。

実際に新年度になりますと、今御指摘のとおり、建造していくために業者を選定しなきゃいけないんですけども、今までは阿多田島汽船のほうで選定していただいて、建造していただいていたんですが、今度は大竹市がそれを請け負うということになりますと、基本的には公的な入札制度等を利用してやらないといけないということになります。

ただ、初めてでございますので、例えば入札しようと思っても、仕様とかそういった内容の分について細かく詰めていかなくはいけないんですけども、そういったノウハウがないので、そういったノウハウがつくるためには業者をやっぱり決めないといけないとか、いろいろ条件がございます。

今回は尾道市が先行して公設民営で船を造られてますので、そちらのほうを参考に勉強させていただく中で、そちらでプロポーザルを利用されてますので、こちらのほうでもそういうので進められないかなということで、対応を考えているところであります。

実際に工事のほうについても業者が決まってからになりますので、今年度の分については事業進捗がこれぐらい行くんじゃないかというところで、決めさせていただいているようなどころでございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 一応プロポーザルにせよ入札にせよ、一応やらなければならないということで

よろしいですね。

それでは、またこれも聞くのが早いかわかりませんが、ついでに、わからなければわからないでもいいですけどね。要するに、あれだけの船ですから、まだ16年しかたっていないですから、これ下取り言うたらおかしいですが、売却方法ですよ。そういうのを考えておられるんですか。まだわからなかったらわからないでもいいんですが、かなりのパーセントで下取りはできるんじゃないかと思うんですが、それをわかるとる範囲でいいんですが、答えていただきたいと思います。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 先ほども御説明させていただく中で、阿多田島汽船が今の船につきましては建造されていますので、所有も阿多田島汽船のものになります。そのため処分等については、これは阿多田島汽船のほうでやっていただくということになりますので、こちらのほうでは、申し訳ありません、こうだというのがはっきりは言えないので、申し訳ありません。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 どちらにしましても、これから阿多田島汽船といろいろ協議があらうかと思えますので、しっかり要望のほうを聞いていただきまして、本当にいい船を建造していただきたいと思います。

終わります。

○賀屋委員長 続きまして、日域委員。

○日域委員 順番が、偶然なんですけれども、今の阿多田島汽船のことを私も一応通告したんですけれども、正直言いまして、特殊なビジネスですよ。もともとが赤字航路ですから。そして、今の説明が間違いでは絶対ないと思います。言語明瞭なんですけれども、意味不明なんですけれども、要はこの事業の狙いがあるじゃないですか。狙いは何だっと思うんですけれども、船もまだ新しいよねっていうこともありますけれども、運賃下げたいんじゃないんです。基本的に島の方たちが何を望んでるかっていうと、もう少し安くなるかねっていうのがほとんど本音だと思うんですけれども、ただ、船価は高くなってますよね。

私もこれ、一体何がどうなるとんかよう分からんっていう中で、いろいろ考えたんですけども、まず、一番に運賃ってどうやって決めるんですか。運賃って誰が、もちろん認可ですから、最終的にオーケー出すのは運輸局だと思いますけれども、運賃の定義ですよ。

あれがもう少し勝手に、ああ500円にしようかって、うんそうしようって500円になるんやったらいいですよ。そして、500円になって当然そんだけ売上げ減りますから、赤字になるじゃないですか。そしたら国が一定の補填してくれますよね。それで残ったやつを、大竹市は本来できれば出したいところがあるかもしれませんが、県が半分出してくれるんやったらあとは大竹市が出すよって言えば500円になるんですけれども、それできないんですよ。

運賃が一番これのみそなんですけれども、運賃ってどういう条件で設定されるんですか

ね。もしおわかりだったら教えてください。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 すみません、運賃の決め方ということでございますけれども、こちらは今国のほうにお問い合わせさせていただいてはおるんですけれども、まだ返ってきておりませんで、法律に基づくものといったところまではこちらのほうで確認できておりますので、そちらのほうを申し述べさせていただきます。

阿多田～小方航路については、海上運送法により、阿多田島汽船のほうで運賃の上限を定めて国土交通大臣に届けなければならないということになっています。こちら運賃の上限設定というものにつきましては、住民の生活に必要な不可欠なものである以上、運賃の高騰を防止する必要が特に高いためということでございます。

この上限設定しか言ってないんですけれども、実はほかに国土交通大臣は、運賃を認可するときは能率的な経営の下で、適正な原価に適正な利潤を加えたもの、これを超えないものというふうな、これを審査するというところになっておりますので、その辺で適正な運賃と考えて、認められているのかなと思っております。

すみません、以上でございます。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 だから、かなりわかりにくい世界ですよ。

私もそれは聞いたことがあるんですよ。適正な原価をもちろん回収しないといけないし、適正な利潤を乗せたもので。例えば、今まで私は、前に調べたことがあるんですけど、今の船は国の補助金が入ったりはしてませんよね。何と言うのかな、鉄道建設公団みたいな、なんたら公団みたいなのがあって、そこがつくってそれをお金払いながら、途中から船をもらって、今、阿多田島汽船の船になってますけれども、物すごく分かりにくいんですけども、今度は大竹市のお金で船を建造して、幾らで貸す、無償で貸すんですかね。幾らで貸すって制限があるのかどうか分かりませんが、ただで借りれば、例えば、減価償却費は要りませんから、そしたら適正な利潤を出すにしても、運賃設定が低くても採算採れますよね。そこのところが本音の狙いなんじゃないかと私は思うんですけども、合ってますか。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 すみません。もともとこの阿多田～小方航路は、赤字航路でございますので、適正なというのは難しいところではあるんですけども、まず、1点目の船の分につきましては、公設民営ということでございますので、市のほうで建造させていただいて、その船を無償で貸し付けさせていただきます。

だから御指摘のとおり、減価償却がかかりませんので、いわゆる今までだったらかかった経費の分については使用料等で賄わないといけないところが、そこは抑えることができるということで、現状の料金の分を超えることはないようになるんじゃないかなと、こちらのほうでは考えているところであります。

あと、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、赤字航路ですので、それでさらに下げられるかというのは、難しいと思っております。そこら辺はやってみないとわからない

ところはございますので、明確な回答にならないので申し訳ないんですが、以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 これも聞いた話ですけれども、赤字とはいっても、もちろんその便がいろいろありますよね。人が多い便もあれば少ない便もあるじゃないですか。それでたまには乗れないこともある。今回の船、大きくなるんですか、それとも乗客数が増えるんですか、それとも変わらないのか、そこを教えてくださいませんか。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 基本的に今の定員をベースにはしているんですが、土日とか海上釣堀でお客さんがたくさん見えられて、今のフェリーでは賄えない、そういう場合にはつけ舟という代わりの船を用意していますので、そのコストがかかってしまうということが問題になっているようですので、今度の新造船については立ち席対応とか、そういう対応で定員を若干増やさせていただく。宮島のフェリーなんか、年末年始なんか非常に多くて、大体立っていらっしゃると思うんですけど、ああいうイメージで考えているところがございます。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 今の船は、立って乗ったらいけないんですか。定員ってこれほど分かりにくいことないんですけれども、市内バスとか市内電車って、ぎゅうぎゅうに乗ってますよね。でも普通の車で、マイクロバスとかで立ったら怒られますよね。あれの定義ってどうなっているのかと思いますけども、今の船もだから着座して、椅子の数とか、畳がありましたかね、ああいうところもきちんと数えて、それが定員なんですね。それが宮島航路みたいなやつだったら、人間の数なんて正直数えてませんよね。知りませんがね。それがだから定員の定義なんですね。だから今よりか詰め込んでもいいような形で、最初から認可をもらうということですね、要するに。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 すみません、立ち席の増員について説明を漏らしておりました。

今、現実的に座る席、あとはカーペットを敷いているようなところとか、実際には立ってという形もあるとは思いますが、救命胴衣の関係があると思いますので、その数でということになっていると思います。

私が申し上げましたところのものは、現在、土日であれば基本的に車の積載というの也比较的少ないと聞いていますので、車両を積載するスペースがありますので、あちらで立ち席とかそういった工夫はできないかなというようなことで、阿多田島汽船と話をしているところがございます。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。なにはともあれ、乗りやすくて、それで安いほうがいいですよね。過去は船を造り替えるたびに船賃が上がったんだっていう話も聞いたことが

ありますけれども、せめてそれだけはないようにしてほしいと思いますけどよろしく願いいたします。

次の話ですけれども、地縁団体なんですけどね。昔々、その昔ですけれども、広原地区かどこかに墓地があったんですけれども、それを地縁団体の所有にするんだっていう話があって、議会で視察に行ったことが大昔にあります。

それは個人の土地のままであれば相続とかありますから、皆さんの共有地ですからね、本音はね。そういうときに個人名義じゃよくないよねと言って、地縁団体だから自治会ですけれども、名義にしたっていうことがありました。

それはそれで私の頭の中で終わってるんですけれども、議会報告会ってありますよね。6年前だと思うんですが、栗谷地区の議会報告会で田中元助役が、その川真珠貝広場キャンプ場のところの県道が曲がると、何とかせえって、あの方が言われたことがあって、そういやそうよねと思って、私は、物好きですから、あそこの土地調べました。そしたら100人ぐらい、80人かな、共有なんですよね。そして、相続があったり売買があったり、もうむちゃくちゃ人が多いと。これは大変だと思った記憶がありますけれども、最近、去年かな、工事が始まってきれいになりましたよね。

それで登記を見たら、地縁団体になっているわけですね、一旦。それで地縁団体から国交省に譲渡されて工事されているんですけれども、これ何か解釈というか扱いに変更があったんかもしれませんが、ああいうときに土地共有者が、いや、あれは仮の姿ですって、言葉は忘れましたが、何でしたかね。地縁団体という仕組みがなかったから便宜上皆さんの名前にしたんであって、本当はあの人たちのものではありませんというような理屈でもって地縁団体にしてあるんですけれども、どうも最近国交省が用地買収するときにそれを使っている節があるんですけれども、それはそれでいいんですけれども、そういう使い方ができるようになったのであれば、どういう具合にそうになったんかなっていうのは知りたいなと思うんですけれども、わかりますかね。

○賀屋委員長 これはどこの所掌になりますか。

自治振興課長。

○外谷自治振興課長 今、委員が指摘の分につきまして、不動産の特例制度のことではないかなと思うんですけれども、民間地縁団体が所有する不動産につきましては今御説明があったとおり、その不動産の表題部の所有者または所有権の登記名義人が多数で、その多くが死亡していたり、その相続人も多数いて相続放棄がされていないといった場合に、相続人の所在が分からない場合とかいうのもありますので、事実上所有権の保存とか移転の登記を申請することができないという状況があったと。

この問題を解決するために、平成27年4月1日に地方自治法の一部が改正されまして、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例というのが創設されています。これを特例制度と言っています。

これは認可地縁団体が所有する不動産で一定の要件を満たす場合に、認可地縁団体が市長に対して公告申請ということをすることで、単独で所有権の保存または移転の登記が可能となるというものでございます。

その一定の要件というのは、次の全てを満たすことが条件になります。

1番目は、当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。2番目に、当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること。3番目に、当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該人か地縁団体の構成員であること。またはかつて当該人か地縁団体の構成員であった者であること。4番目に、当該不動産の登記関係者、これは表題部所有者や所有権の登記名義人、これらの相続人の全部または一部の存在が知れないこと。ということが条件となっております。

これらの条件に合えば、その団体のほうが市に対して公告申請をしてくださいと、この土地について誰のものかということ調べてくださいということで、公告をして名乗りが上げられなかったら、そこの団体の財産であろうということで、それをもって法務局のほうに申請ができるというふうに、特例制度が設けられたということでございます。このことではないかなと思います。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 これであれですよ、公共事業をするときに、これに該当すれば相当に楽になりますかね。要は、決めるのは見やすいですけど、実際に事業を進めようと思うと、着手するまでに、日本にいない人もいますし、登記の書類をそろえるのが大変なんだっていう話はよく聞きますよね。それをクリアするための、一つの法改正なんですよ。

今回のあそこの土地で言えば、さっき課長がおっしゃった、地縁団体が所有する土地についてっていう言葉から始まったんですけども、あそこはだから、約100人が所有しているように登記上はなってますけれども、それはあくまでも便宜的な姿であって、その共有の段階で、いやこれはもともと地縁団体のものなんですよと。だからそれで地縁団体の所有する土地についてという言葉が、そこでスタートするわけですね。そう考えていいですか。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 すみません、今回の大栗林地区の自治会の分に関しましては、その前の何か地元のほうで山林委員会というのを創設されてて、その中に皆さんが山林を持っている、共有しているという形にしてみたいですね。それを認可地縁団体のほうに切り替えて、それで対応したということでございます。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 2回目にします。

○賀屋委員長 それでは寺岡委員のほうから。

寺岡委員。

○寺岡委員 通告が4点出てるんですが、最初に44ページの職員健康管理事務についてです。予算額が若干昨年度から上がってるんですが、これは新型コロナウイルス対応で新たな試みというのはありますか。

○賀屋委員長 どうぞ。

○浅田職員秘書係長 総務課職員秘書係長の浅田です。

予算額が若干上がってるんですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する新たな試

みというものはございません。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

多くはお医者さんの関係とか健診とかっていうのは予算書にあるとおりなので、分かりました。まあ誤差の範囲だと思います。

いろいろ健診とか準備もされているんですけども、ふだんの職員の皆さん方の庁舎での過ごし方っていうところで、今の昼食とかも一緒にとれないし、狭い部屋でおだんごになって休憩も取ることができないという状況の中で、皆さん時間差で少しずつ御飯を食べるようにも見えるんですけど、どこでお昼御飯食べてるんですか。

○賀屋委員長 職員秘書係長。

○浅田職員秘書係長 休憩につきましては、窓口職場等は11時半から12時半までと、12時半から1時半までといった形で、分けて休憩をとったりはしております。それは以前から窓口対応の関係でやっております。

休憩室なんですけど、本庁の1階に食事をとるための休憩室を取っております。密にならないように、今パーティションを置いて椅子を間引いたりしております。座席が少なくはなっております。ですので、上下水道局1階の会議室を休憩室として、お昼時間使えるようにしております。そちらでも食事をとっているという形になっております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 御飯を食べた後、ゆっくりできるスペースはあるんですか。

○賀屋委員長 職員秘書係長。

○浅田職員秘書係長 御飯食べた後も、そこでしばらくはゆっくりできるようにはなっているとします。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 何か大分苦しい答弁をさせてしまって、すみません。

レクリエーションっていう考え方で行くと、レクリエーティブが語源で、再創造なわけですね。新しく創造していく時間っていうのが休憩の時間で、要はその方の1日の8時間なら8時間で、真ん中ぐらいにほっとして、よし午後も頑張ろうという時間によって労働生産を上げていくっていうのが、産業革命以来のレクリエーションの考え方ですから、そこを今、私もいつも皆さんを監視しとるわけじゃないし、基本的に監視はしてないんですが、目に入る限り、車の中で御飯食べたりとか、行くところないから無理やり散歩したりとか、そういう方を結構見かけるんですけど、職員担当としてどうですかね。

○賀屋委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 休憩時間の過ごし方というのは、基本的には個人の自由と思ってます。無理やり散歩かどうか分かりませんが、外を歩かれたりとか、車の中で休憩されるということも、これも職員の休憩の仕方の一つだと思います。

休憩室でそのまましゃべられるということも、そういった休憩の方法の一つかと思いますが、なかなかどういった方法がいいのかというのは難しいところありますけれども、各職員それぞれ工夫しながら英気を養っておるということであろうかと思います。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 職員の皆さんの心身の健康という視点から考えて、アンケートでも実施してみられたらいいんじゃないかなと思いますし、改善できないことももちろんありますし、ちょっとした工夫で、もしかしたらよりよい時間を過ごして、午後にさらに御活躍いただけるってということもあるかもしれませんし、そういったのもやってみられたらいいんじゃないかなと思いました。

外から見ていて窮屈に見えることがありましたので、そこは職員秘書係で、担当としてよりよい時間を過ごしていただけるような取り組みを何か考えてもらえたらと思います。この御時世ですから、ずっと休憩室にいるというのも本当によくないかもしれませんし、ぜひお願いしたいと思います。

あとは職員を守るという意味で、手指消毒用のアルコールですかね。要は消毒液が南玄関と正面玄関にはあったと思うんですが、裏口は見かけてないんですよ。職員が出入りをされることが多いと思うので、ぜひ裏口のほうにもそういうようなものを、お金の余裕があればというか、それぐらいお金の余裕がなかったらまずいんですが、考えてみたもらいたいかなと思います。この質問はここまでなので、お願いします。

○賀屋委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 引き続き手指消毒、大切なことかと思いますが、そういった場所については再度確認して対応していきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

次が、通告で行けば53ページに2件あります。

まず、協働のまちづくり推進事業、これが保険料が8割増になってるんですけど、事業の中身については先ほどの御答弁とか、資料の中にも書いてあるので分かるんですけども、保険料が上がるとるってことは、これは市民の活動中の事故に関する保険が上がってるのかっていう、まずそこをお願いします。確認です。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 御承知のとおり、昨年地域の見守り活動されていた方が、御帰宅途中に自転車事故でお亡くなりになるというケースがありまして、この方も地域の見守り活動ということで、市民活動の保険の対象になっておりましたので、その関係で、これは制度上の話ですので、そういった保険の給付がありますと、次の年度から保険料が高くなりますよということで、保険会社と話す中で、こういう金額になったということで御了解いただきたいと思います。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 わかりました。

次ですが、同じページの地域活動促進事業。概要の説明で、自治会活動支援事業・コミュニティづくり推進事業を統合、とあるんですが、これは単純に事業統合をして整理して、風通しをよくしたと捉えていいんでしょうかね。何か背景があるんなら伺っておきたいんですが。

○賀屋委員長 川村主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 こちらの事業統合でございますけれども、自治会活動の支援とコミュニティづくりの推進ということで、もうひとくりに地域活動の促進ということで整理させていただいたということで、特に思いがすごくあってといったところではございません。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 わかりました。大変分かりやすい説明です。

最後に、防犯対策事業のほうも通告出させていただいております。カメラについて先ほどのからのやり取りで、随分分かりました。

管理のことについて伺っておきたいんですけど、学校とか保育所、あと、公民館とか公共施設ですよ。ああいったところにも防犯カメラがあって、その映像は職員室なり事務室なりに表示されています。

要は、例えばその映像記録をいつまで残すのかとか、警察とか裁判所が映像提供してくれと言われたらもちろん出すんでしょうが、一般市民に見せてくれと言われて見せられるようなものでもないでしょうし、その辺の基準ですよ。

このたび防犯目的で設置している6カ所、場所はあえて聞きませんが、その6カ所の映像の運用ルールですよ。それは学校とか保育所とかの分と同じなんですかね。違うのであれば、何か違う理由が欲しいんですけども。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 大竹市の防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱というのがございまして、こちらのほうで趣旨を定義させていただいてますけれども、不特定多数の人が利用する公共空間、駅、公園、路上等の街頭ですけども、こちらにおけるカメラの運用に関しては、要綱で取り決めさせていただいてます。ただ、各施設につきましては、各施設管理者のほうで運用していただいておりますので、共通して運用を決めているという状況ではございません。

自治振興課のほうに対しては、ほとんどが警察からの要望なんですけれども、目的とかどういった内容でそのデータを求められるのかと、そういった申請書類というのを様式決めさせていただいて、それに基づいて判断させていただいて、通常は警察のそういった捜査目的に利用されてますので、それでこちらのほうで許可して、必要な部分だけのデータをお渡しするというようにしております。

ほかの施設につきましては、そちらのほうまでは把握してないので、大変申し訳ないんですが、各施設のほうで確認していただければと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 そうですね、自治振興ではわかりかねるところを聞いて、失礼しました。

公民館が不特定多数じゃないかどうかというのとは分からないので、その要綱は自治振興課がこのたびのを含めて設置している、管理しているカメラに対してのものだと理解をしますので、今回通告出してないので、教育のところで聞けるわけでもないですし、今回予算にも上がってないので聞けないんですけど、確認してみます。あとは保育所でもたしかあったと思いますから、その辺どうしているのかというのは、保護者への説明が何かあったときにどうしていくのかなというのが、心配でしたので、確認してみます。ありがとうございました。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 すみません、先ほどの要綱の中で、全て自治振興課が設置しているのではなくて、例えば公園とかにつきましては都市計画課、それから地下道に関しましては土木課のほうと、それぞれ施設管理者、外のほうでも施設管理者のほうで設置させていただいていますので、この分につきましては同じ要綱の中で使うという形にはなっておるんですけども、建物の中につきましては先ほど申し上げさせていただいたとおり、それぞれの管理運営でやっておりますということで、訂正させていただきます。

○賀屋委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、先ほどの職員の手指消毒の件で訂正をさせていただきます。

玄関のアルコール消毒液、これは基本的には来庁者用でございます。職員につきましては、トイレの石けんで手指消毒をしているということでございます。申し訳ありませんでした。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 来庁者用なんですけど、来庁者が庁内に持ち込むじゃないですか。そういうことです。結局、出入りをなくしましょうという、そういうことですんで、そこは今の課長の説明は分かるんですけど、それだけで安心してはよろしくない、今の世知辛い世の中ですよという、そういうことですんで、よろしくお願いします。

○賀屋委員長 あと5分ぐらいですが。

今、1回目でございます。他に1回目の質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 ないようでございますので、本日のところはこの程度にしておきます。

明日は10時から総務費の2回目の質疑から入りたいと思います。

お疲れでございました。

16時52分 閉会